

第6次玉村町障害者福祉計画
第7期玉村町障害福祉計画
第3期玉村町障害児福祉計画

(素案)



令和 年 月

玉 村 町

はじめに

あいさつ

令和6年3月

玉村町長

目 次

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 他の計画との関係	3
5. 計画の策定体制	3

第2章 障がい者（児）の現状

1. 障がい別障がい者（児）数	4
1) 身体障がい者（児）	
2) 知的障がい者（児）	
3) 精神障がい者（児）	
2. 障がい者（児）人口の推移	8
1) 身体障がい者（児）	
2) 知的障がい者（児）	
3) 精神障がい者（児）	
3. 相談事業	12
1) 相談支援事業	
2) 精神保健相談	

第3章 障害者計画

1. 基本理念	13
2. 施策の体系	15
3. 行動計画	17
1) 心のバリアフリー	
2) 保健・医療	
3) 生活支援	
4) 教育・文化芸術活動・スポーツ	
5) 雇用・就業・経済的自立	
6) 生活環境	
7) コミュニケーション環境	
8) 安全・安心	
9) 行政サービス等における配慮	

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

- 1 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系・・・・・・・・・・ 32
- 2 令和8年度の目標値の設定・・・・・・・・・・ 33
 - (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援の充実
 - (4) 福祉施設利用者の一般就労への移行
 - (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
 - (6) 相談支援体制の充実・強化等
 - (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 3 障害福祉サービスの必要な量の見込み及びその確保のための方策・ 43
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 計画相談
- 4 地域生活支援事業の実施に関する事項・・・・・・・・・・ 51
 - (1) 必要な量の見込み
 - (2) 見込量確保のための方策
- 5 障がい児支援の必要な量の見込み及びその確保のための方策・・・・ 58
 - (1) 必要な量の見込み
 - (2) 見込量確保のための方策

第5章 計画の推進

- 1 計画推進のために・・・・・・・・・・ 61
 - (1) 推進体制の確立
 - (2) 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供
 - (3) 地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用
 - (4) サービスの質の確保
 - (5) 計画達成状況の点検及び評価

参考資料

- ・ 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- ・ 玉村町障がい者総合支援協議会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- ・ アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- ・ アンケート調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

※「障がい者（児）」の表記について

「障害者」などの「害」の字は、ひらがなで表記しています。ただし、国の法令や地方自治体などの条例・規則などに基づく法令用語や引用、固有名詞については、そのまま「害」の字を使用しています。

また、18歳以上の障がい者、18歳未満の障がい児を合わせて障がい者（児）と表記しています。

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

玉村町では、障害者基本法に基づき平成6年度に「玉村町障害者福祉計画」の策定から始まり、平成30年度に障がいのある人の社会参加やまちづくり等、本町の障がい者（児）施策の基本的な方向性や総合的、長期的な目標を定めた「第5次玉村町障害者福祉計画（令和元年度～令和5年度）」、そして令和3年度に「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、さまざまな障害者施策を展開し、計画的に推進してまいりました。この間、障がい者（児）をめぐるのは、高齢化等による障がいの重度化・重複化が進み、介護・支援している家族の高齢化も進んでいます。障がいのある人に対する福祉を取り巻く環境が大きく変化するなか、支援が必要な障がい者（児）は、増加の一途をたどっています。また、時代とともに障がい者（児）が抱える課題やニーズも多様化・複雑化し、そうしたニーズにこたえるべく、障害者福祉サービスも多様化しています。それまで「障害」として正しく認識されず、適切な支援やサービスを受けることができなかった発達障がい者（児）や高次脳機能障害者に対する理解が進み、支援の必要性が唱えられるようになりました。

また、国の動向では、平成18年には「障害者自立支援法」の施行により、これまで障がいの種類により身体・知的・精神の3つに分かれ提供されていた障害者福祉サービスを一元化し、市町村が実施主体となりサービスを提供する障害福祉制度が導入されました。平成23年には障害者基本法の改正により、障がい者（児）の権利保護に関する国際的動向を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を掲げ、障がい者（児）に対する差別禁止の観点から、社会的障壁の除去について配慮される社会実現のための基本原則が定められました。平成24年10月には、障害者虐待防止法が施行され、平成25年4月には、障害者の定義に難病等を追加し、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）へ改正されました。また、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されました。他にも「障害者優先調達推進法」「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選

拳法等の一部を改正する法律」「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」などが制定され、目まぐるしく法制度が変革しております。

このような障がい者（児）をめぐる動向や法制度の変革の動きに応じて、「第6次玉村町総合計画」を基本とし、「第5次玉村町障害者福祉計画」及び「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の期間満了に伴い、引き続き障がい者（児）が住み慣れた地域で、障がいのない人と同じように暮らし、社会に参加することができる町づくりを目指して、今後の障害者福祉の一層の推進を図ることとします。

2. 計画の位置づけ

第6次玉村町障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画として策定するものです。障がいのある人の社会参加やまちづくり等、本町の障がい者（児）施策の基本的な方向性や総合的、長期的な目標を定めたものです。

一方、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村計画です。本町における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量やそれを実施するために必要な施策などを定めたもので、実施計画的なものとなります。

本計画では、3つの計画を一体として作成するものです。

3. 計画の期間

第6次障害者福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画期間中において、法制度改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
国		(第4次)				障害者基本計画(第5次)						
群馬県		プラン7		バリアフリーぐんま障害者プラン8								
玉村町	障害者計画	第5次玉村町障害者計画				第6次玉村町障害者計画						
	障害福祉計画	第5期		第6期計画			第7期計画			第8期計画		
	障害児福祉計画	第1期		第2期計画			第3期計画			第4期計画		

4. 他の計画との関係

本計画は、「第6次玉村町総合計画」をはじめ、「第2期たまむらささえあい計画(地域福祉計画・自殺対策計画・成年後見制度利用促進基本計画)」など町で策定した各種計画と連携し、国の「障害者基本計画(第5次)」及び群馬県の「バリアフリーぐんま 障害者プラン8」との整合を図った計画です。

5. 計画の策定体制

計画策定にあたり、各民間関係者の意見や提言を反映させるため、町民アンケートに実施及び「玉村町障がい者総合支援協議会」にて協議検討を行いました。

第2章 障がい者（児）の現状

1. 障がい別障がい者（児）数

令和5年3月31日現在、玉村町で身体障害者手帳所持者は1,352人、療育手帳所持者は257人、精神障害者保健福祉手帳所持者は331人で合計1,940人となり、玉村町の人口35,820人に対して5.4%となっております。

1) 身体障がい者（児）

身体障がい者（児）は、令和5年3月31日現在1,352人で、種類別に見ると肢体不自由が609人（45.0%）と最も多く、次いで内部障がい524人（38.7%）、聴覚・平衡機能障がい129人（9.5%）、視覚障がい67人（4.9%）、音声・言語そしゃく機能障がい16人（1.1%）となっています。

また、等級別に見ると内部障がいの1級が最も多く、26.5%を占め、さらに、1級・2級の重度障がい者（児）は、711人と全体の52.5%を占めています。

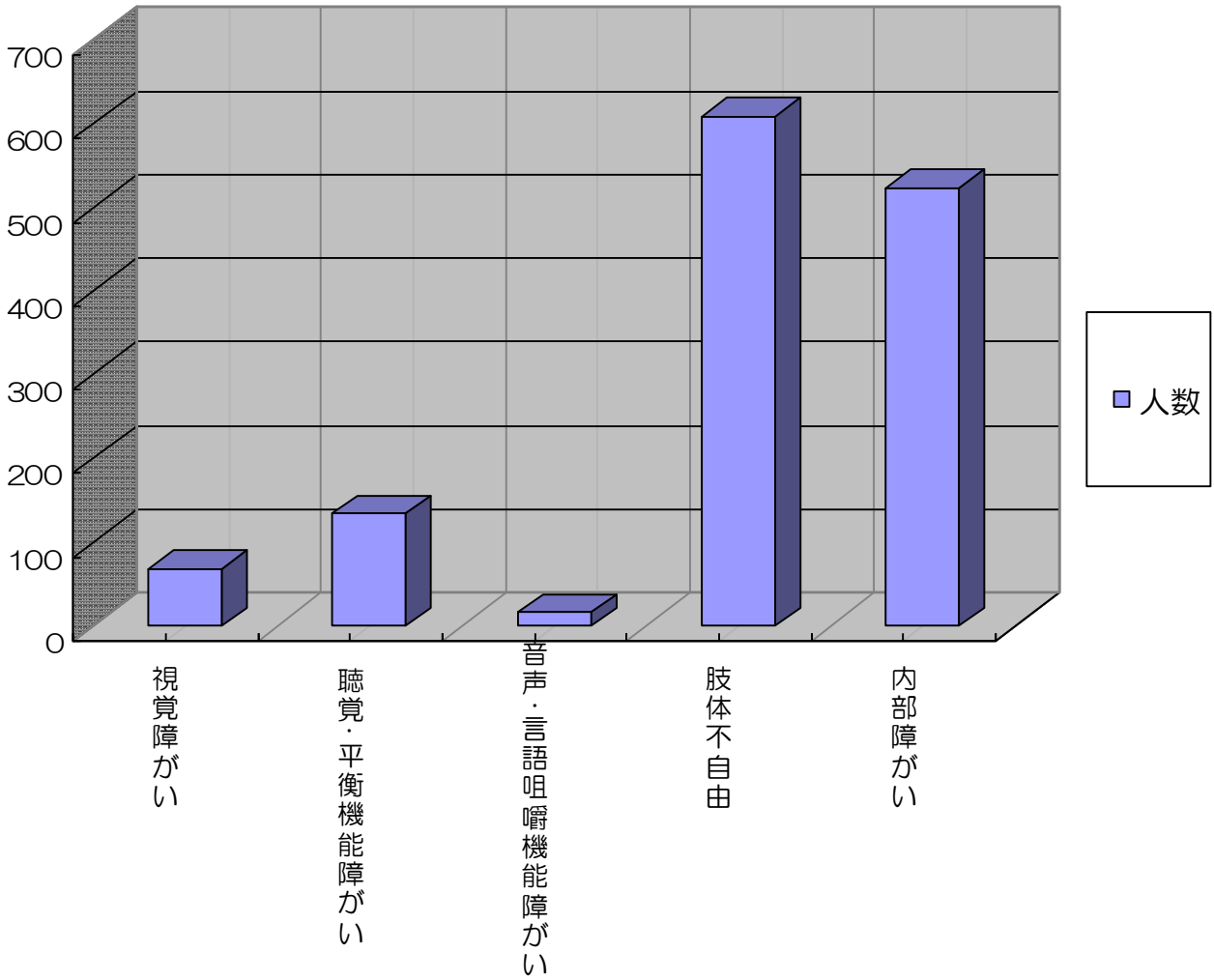
身体障がい者（児）数【種類別・等級別】

（単位：人）

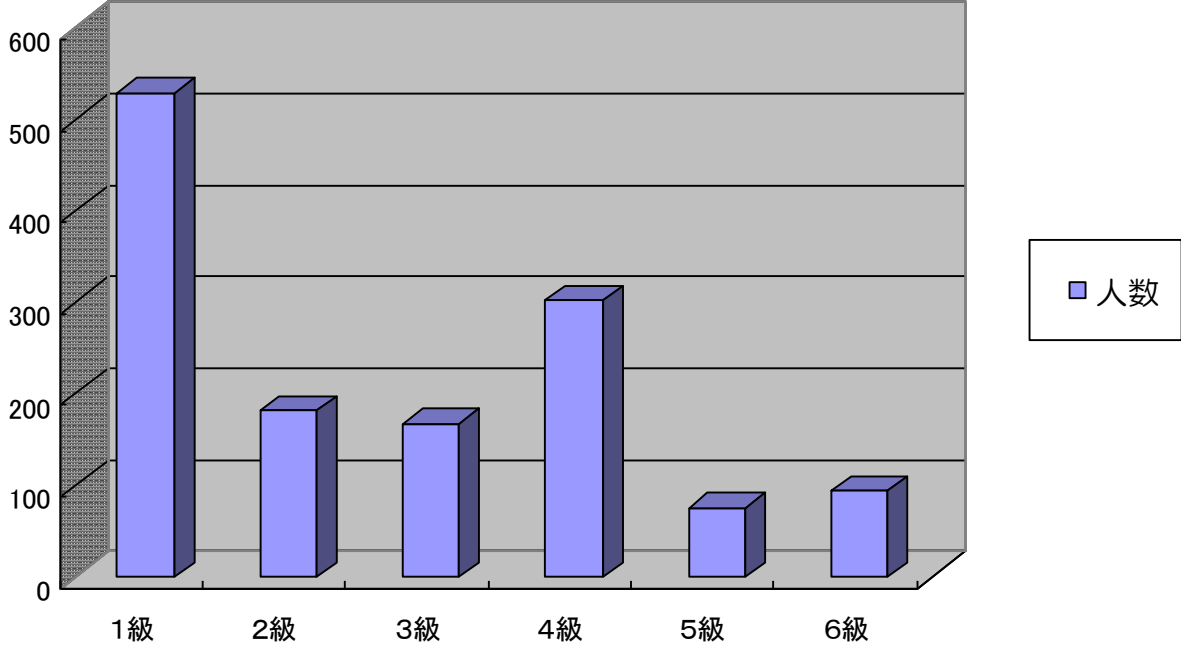
障がいの種類 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	23	26	6	3	9	2	69
聴覚・平衡機能障がい	5	30	13	35	1	50	134
音声・言語そしゃく機能障がい	2	0	9	5			16
肢体不自由	140	122	99	140	66	42	609
内部障がい	359	4	41	120			524
合計	529	182	168	303	76	94	1352

（令和5年3月31日現在）

身体障がい者（児）数【種類別】



身体障がい者（児）数【等級別】



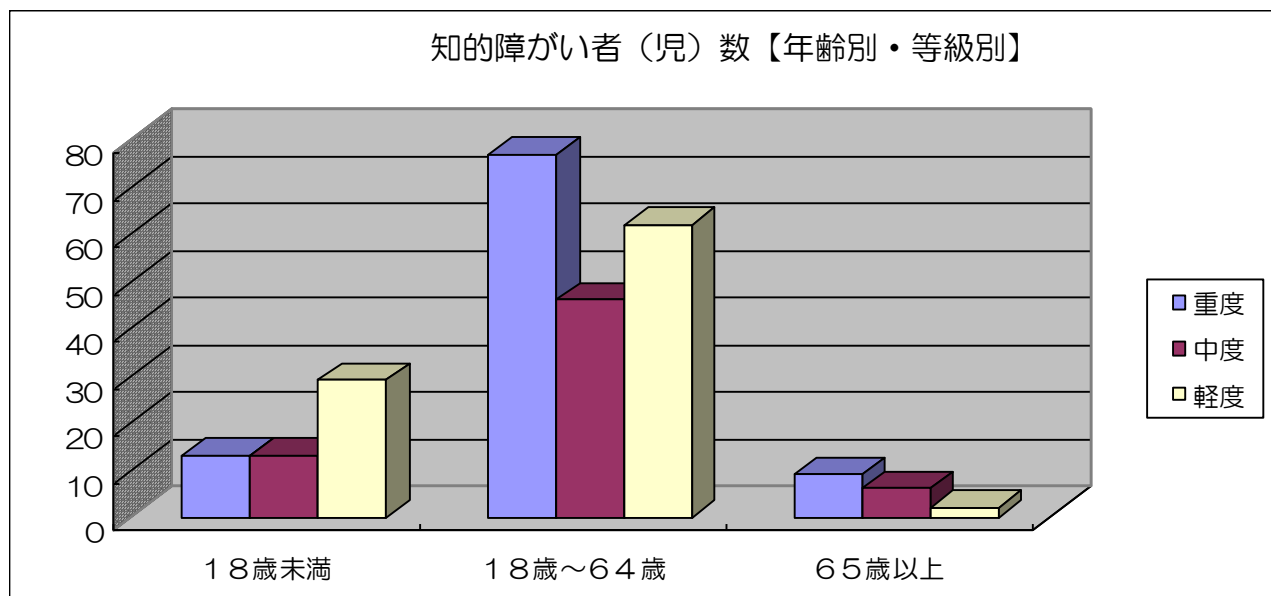
2) 知的障がい者（児）

療育手帳を所持している知的障がい者（児）については、令和5年3月31日現在人で、等級別で見ると重度が99人（38.5%）で最も多くなっています。

知的障がい者（児）数【年齢別・等級別】（単位：人）

年齢 \ 級	重度	中度	軽度	合計
18歳未満	13	13	29	55
18歳～64歳	77	46	62	185
65歳以上	9	6	2	17
合計	99	65	93	257

（令和5年3月31日現在）



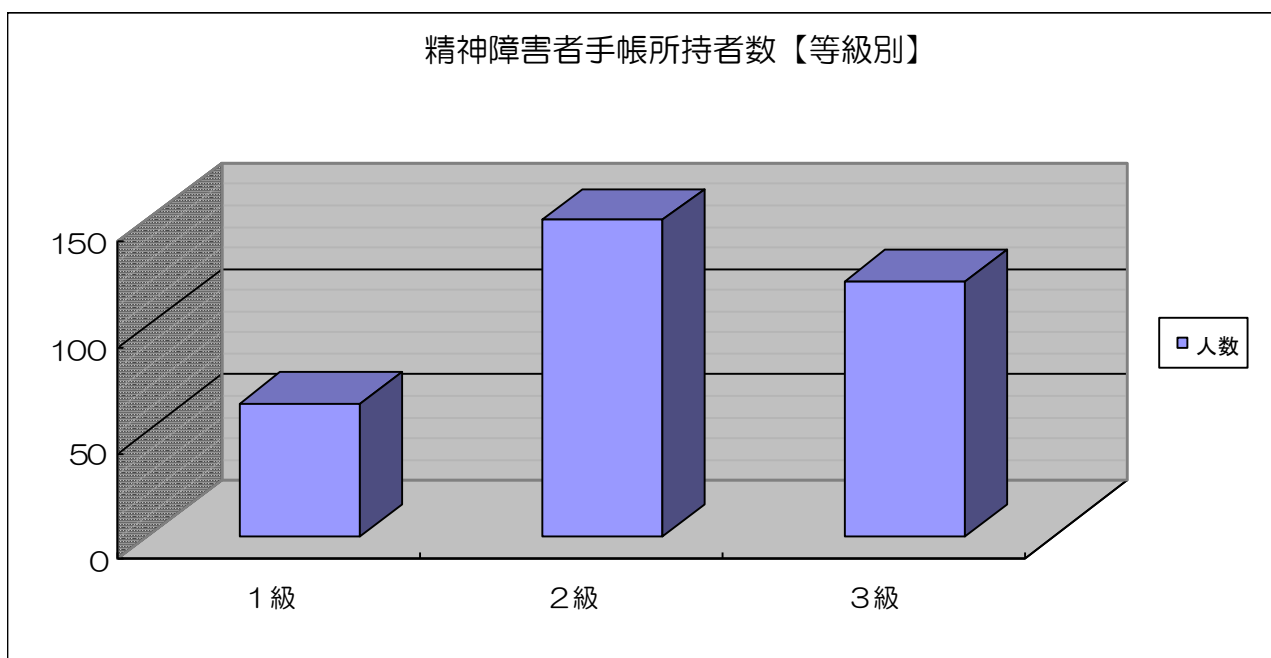
3) 精神障がい者（児）

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、令和5年3月31日現在331人で、自立支援医療（精神通院）の受給者証を所持している人は、568人となっています。

精神障害者手帳所持者【等級別】（単位：人）

1級	2級	3級	合計
62	149	120	331

（令和5年3月31日現在）



2. 障がい者（児）人口の推移

1) 身体障がい者（児）

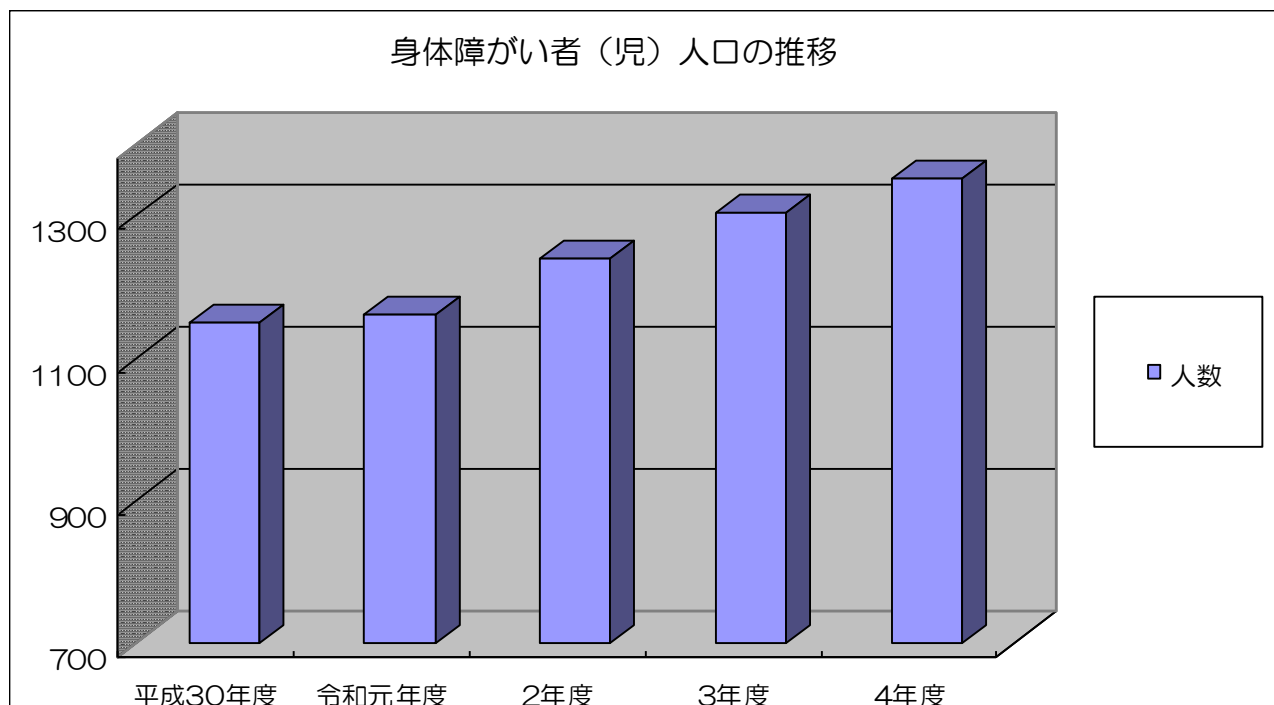
身体障がい者（児）の推移は、全体では平成30年度から令和4年度までで203人、17.6%の増加となっています。

障がいの種類別に見ると、音声・言語そしゃく機能障がいは5年間でほぼ横ばいの状態であり、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由、内部障がいは年々増加の傾向にあります。

身体障がい者（児）人口の推移【種類別】

（単位：人）

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
視覚障がい	43	49	57	63	69
聴覚・平衡機能障がい	111	113	125	131	134
音声・言語そしゃく機能障がい	12	14	14	15	16
肢体不自由	572	558	581	597	609
内部障がい	411	427	462	497	524
合計	1149	1161	1239	1303	1352

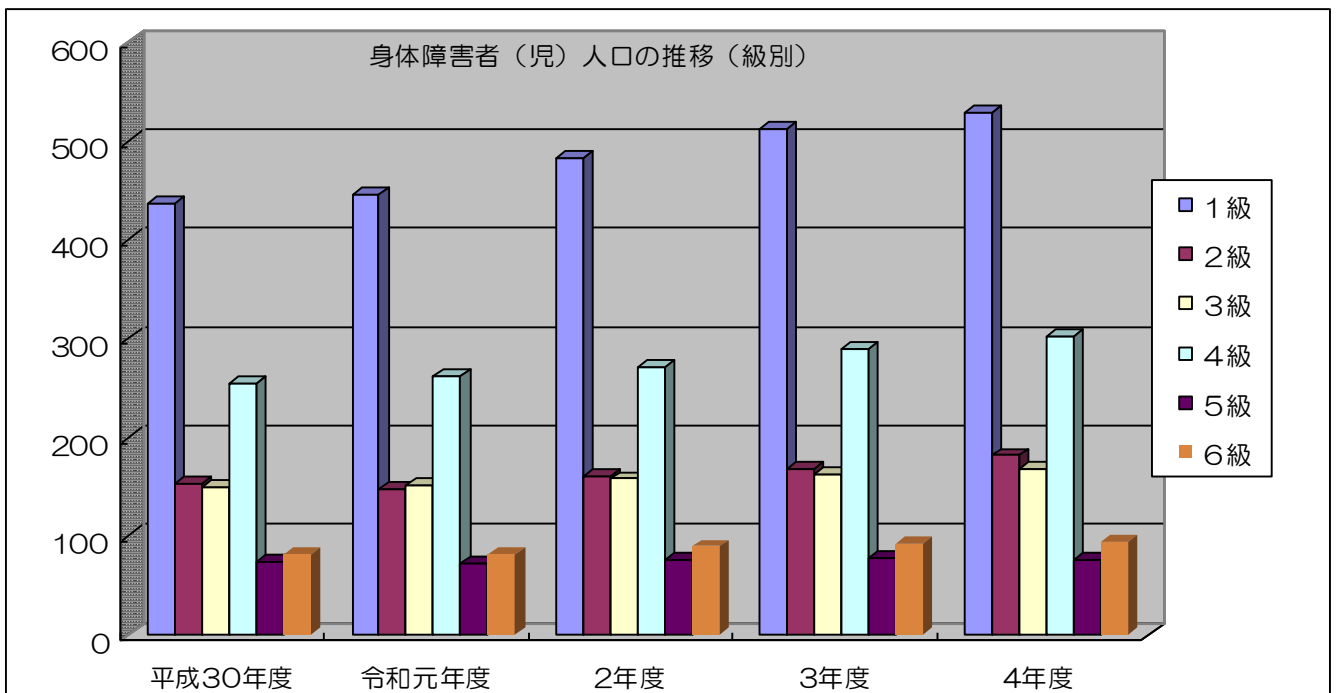


身体障がい者（児）の人口の推移を等級別に見ると、1級が平成30年度から令和4年度で92人と最も増加し、次に4級が49人の増加となっています。

身体障がい者（児）人口の推移【等級別】

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
1級	437	446	483	512	529
2級	153	148	161	168	182
3級	150	152	158	163	168
4級	254	262	271	290	303
5級	74	72	76	78	76
6級	81	81	90	92	94
合計	1149	1161	1239	1303	1352



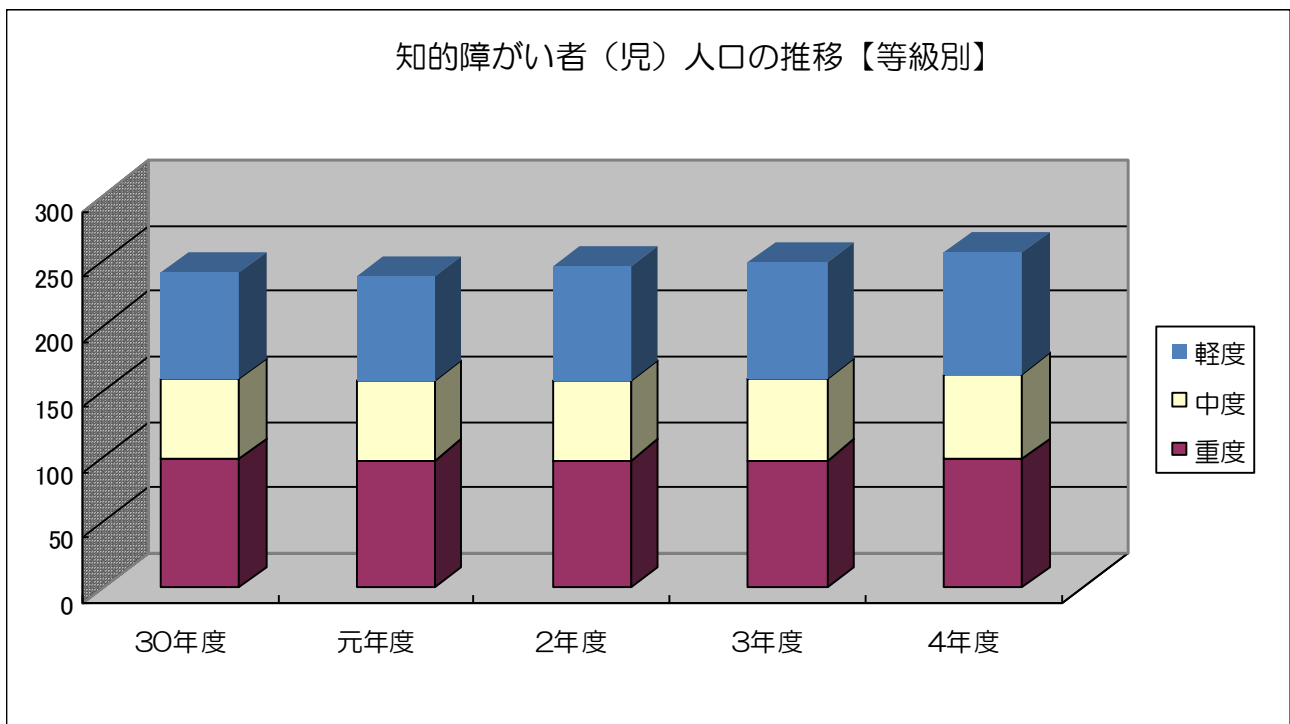
2) 知的障がい者（児）

療育手帳を所持している知的障がい者（児）数の推移は、平成30年度から令和4年度までで、15人増加し年々増加の傾向をみせています。

知的障がい者（児）人口の推移【等級別】

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
重度	99	98	98	98	99
中度	61	60	61	62	65
軽度	82	81	87	89	93
合計	242	239	246	249	257



3) 精神障がい者（児）

精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証の所持者の推移をみると、年々大幅な増加の傾向をみせています。平成30年度から令和4年度までで、手帳所持者は102人増加し1.45倍、自立支援医療受給者は103人増加し1.22倍となっております。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】

(単位：人)

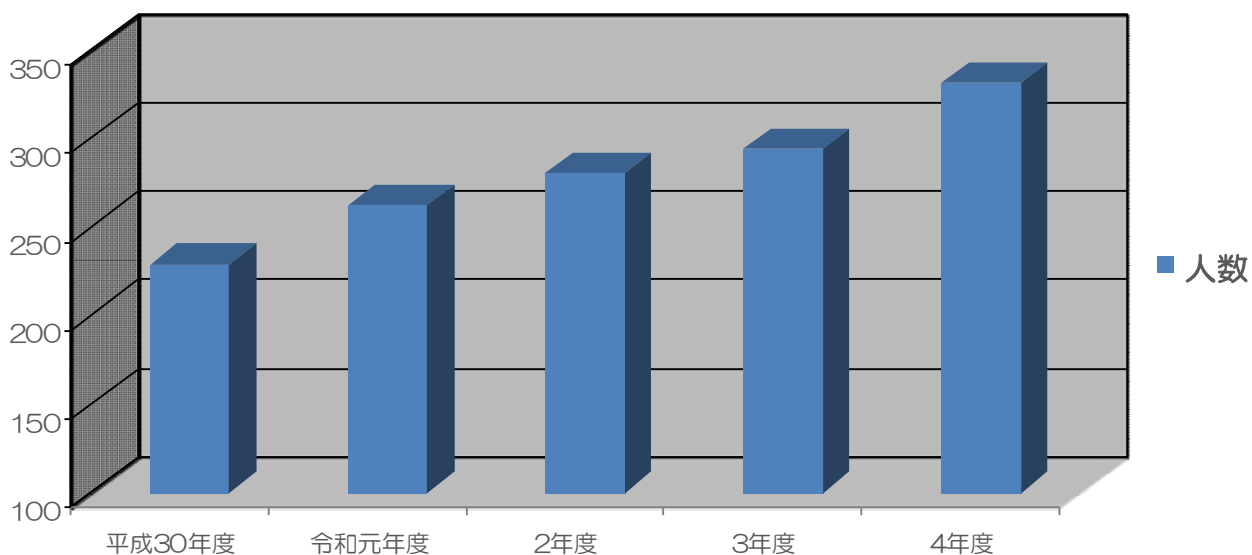
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
1級	50	58	57	60	62
2級	123	137	140	141	149
3級	56	67	83	93	120
合計	229	262	280	294	331

自立支援医療費受給者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
自立支援医療受給者	465	494	542	520	568

精神障害者手帳保健福祉手帳所持者の推移



3. 相談事業

(1) 相談支援事業

障がい者（児）等の福祉に関する各般の問題に対応し、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な相談支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者（児）等の権利擁護のための必要な支援も行います。

また、平成24年4月より、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を実施する基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談や専門的な相談を受けつけています。

実利用者数

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
障害者	259	288	286	278	298
障害児	43	55	66	79	75
合計	302	343	352	357	373

(2) 精神保健相談

保健センターにおいて、本人や家族から、精神科の医師による相談、指導、助言等を行います。また、家庭訪問にも応じます。

精神保健相談数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
精神保健相談	8	8	11	6	16

第3章 障害者計画

1. 基本理念

この計画の基本理念は、次のとおりとします。

全ての町民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指していきます。

基本理念の実現に向け、障がい者（児）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者（児）が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。そして、障がい者（児）の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、引き続き町の障がい者（児）施策の基本的な方向を次のように定め、障がい者（児）施策の更なる推進と充実を図ります。

・ 基本的な方向

1. 心のバリアフリー

障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2. 保健・医療

幼児発達相談の充実や精神障がい者（児）の地域移行の推進、難病患者に対する施策を推進します。また、医療的ケア児の支援に取り組みます。

3. 生活支援

障がい者（児）のニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。また、親なき後も安心して生活できる体制の構築を図ります。

4. 教育・文化芸術活動・スポーツ

障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、十分な教育が受けられる環境づくりに努めます。また、障がい者（児）が芸術活動、スポーツ・レクリエーションなどを行える環境整備を推進します。

5. 雇用・就業・経済的自立

障がい者雇用の促進及び就労支援の充実、福祉的就労の底上げを図ります。

6. 生活環境

住宅の確保、バリアフリー化の推進など障がい者（児）に配慮したまちづくりを目指します。

7. コミュニケーション環境

福祉制度・サービスの普及啓発や手話通訳者等の派遣、養成研修等の実施によりコミュニケーション支援の充実を図ります。

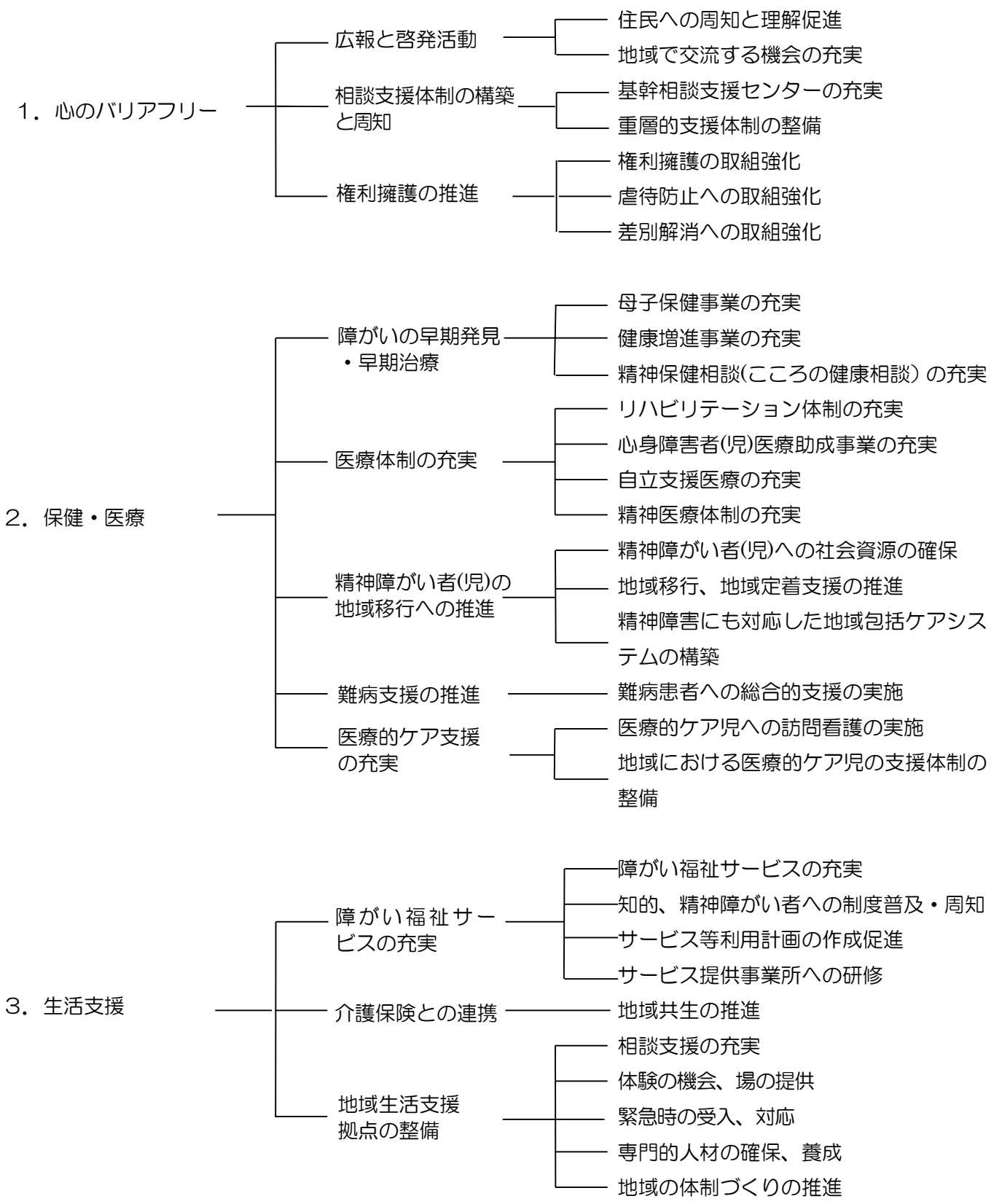
8. 安全・安心

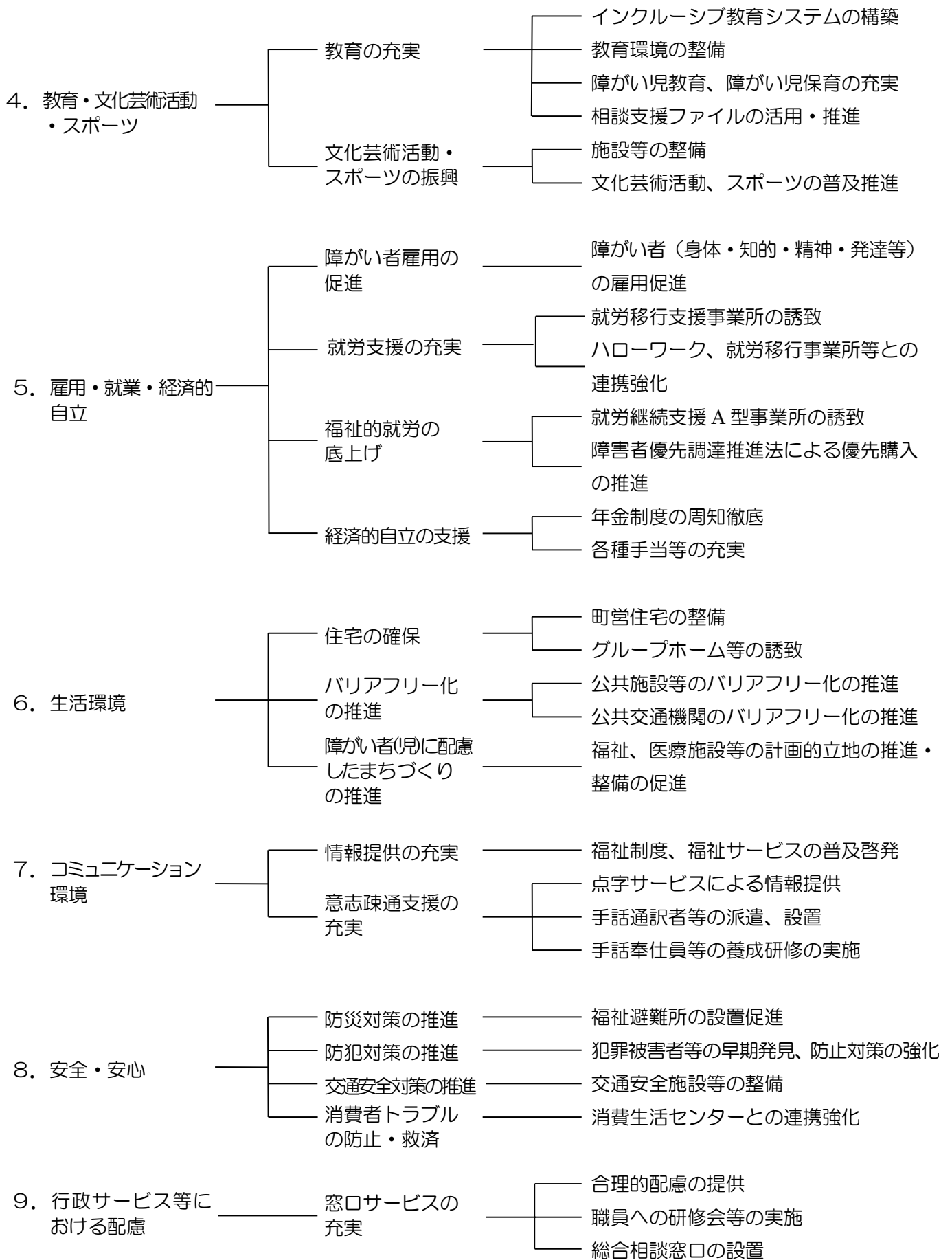
福祉避難所の増設、防災・防犯対策の推進、交通安全対策の推進を図ります。

9. 行政サービス等における配慮

役場窓口等における障がい者（児）への合理的配慮の徹底を図ります。

2. 施策の体系





3. 行動計画

1) 心のバリアフリーの推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指すため、理解促進に努めます。

また、多様化、複雑化する相談に対応するため、子どもから高齢者まで安心して生活できるよう相談支援体制を整備し、子どもから高齢者まで安心して生活できるよう、社会参加の機会の確保や、権利擁護をへの取組を推進します。

現状と課題

- アンケート調査でも障がいに関する理解がまだまだ不足していることが分かりました。障がい者や特別支援教育への理解を深める必要があります。
- 当町では、平成24年4月より「玉村町障がい者（児）基幹相談支援センター」を設置し、(福)玉村町社会福祉協議会に委託することにより、障がい者（児）の相談支援事業の中核を担っています。障害福祉サービスのニーズに対応した相談支援サービスを充実させるために、社会福祉士や精神保健福祉士を配置しています。障がい者（児）は年々増えてきており、新たな相談支援事業所の新設と相談支援専門員の増員が必要であり、また、児童・精神保健衛生にスキルをもつ相談員の育成及び人材の確保が急務となっています。
- 障害者虐待防止法の成立に伴い、町では、平成24年10月に「障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待についての通報・届出を受理し、その対応に努めています。障がい者（児）に対する虐待はなかなか表に出にくい場合がありますが、地域住民や障害者施設関係者が虐待に対する意識を高め、発見や通報をしやすい仕組みづくりが必要です。また、今後、介護者等の高齢化に伴い、障がい者（児）の金銭・財産管理、福祉サービスの利用契約など意思決定が困難となるケースの増加が見込まれます。

(1) 広報と啓発活動

・住民への周知と理解促進

「知的障害者福祉月間(9月)」、「障害者福祉週間(12月3日～9日)」などに、広報等を通じて障がい者に対する正しい理解を深めます。

・地域で交流する機会の充実

障がい者を排除しないインクルーシブな組織づくりを目的とした、障害平等研修(Disability Equality Training: DET)の実施や、障がい者と交流する場を設けるなど、理解促進を図ります。

(2) 相談支援体制の構築と周知

・基幹相談支援センターの充実

障がい者（児）の相談等を総合的に行い、町内における相談支援の中核的な役割をより一層確実なものとするよう、関係機関との連携の緊密化を図ります。また、地域の実情に応じた体制整備について、障がい者総合支援協議会の運営の促進及び活性化を図ります。

・重層的支援体制の整備

子ども・障がい者・高齢者といった対象者ごとに制度が分かれ、相談窓口が分かりづらいという状況に対し、コミュニティソーシャルワーカーによる、総合相談を実施することで各窓口へ適切に繋がります。また、関係機関と連携しながら支援体制を構築する重層的支援体制の整備を引き続き図ります。

(3) 権利擁護の推進

・権利擁護への取組強化

知的障がいまたは精神障がい（発達障がいを含む）により判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度利用促進基本計画との相互性を図りながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、関係機関や広報等で周知するとともに、適正な利用促進を図ります。

・虐待防止への取組強化

通報・届出、相談窓口として365日24時間対応の「障害者虐待防止センター」において速やかに対応し、緊急性が認められる場合には、緊急一時保護に努めます。状況により、虐待防止連絡会議を開催し、関係機関等と連携協力し、解決に向けて取り組みます。

また、障害者虐待の防止及び養護者等に対する支援に取り組みます。

・差別解消への取組強化

平成28年4月に施行された障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する広報・啓発活動に積極的に取り組みます。また、必要に応じて差別解消協議会で協議し、解決に向けて取り組みます。

2) 保健・医療

障がい者（児）が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。特に入院中の精神障がい者（児）の退院、地域移行定着を推進するため、環境の整備に取り組みます。また、難病患者の実態把握に努め、総合的な相談・支援に努めます。

現状と課題

- 乳幼児期の発達に関する相談が増加しており、早期発見と早期支援のため、関係機関が連携しするなど、体制整備を実施する必要があります。
- 当町においても精神障がい者（児）は、年々増加しており、障害福祉サービス（日中活動サービス・居宅介護等）を利用する人も年々増加していますが、サービスの内容や申請方法等、周知徹底を引き続き図る必要があります。また、医療の面では、通院手段や緊急時の対応等のため、町内に精神科の医療機関の設置が強く望まれます。
- 在宅の精神障がい者（児）とその家族が、気軽に交流できる場として、平成24年度から「おしゃべり会」を開催していますが、参加者については、年々少なくなっており、令和4年度の実人数は16人（当事者13人、家族3人）となっています。今後、参加者を増やすために周知方法等を検討する必要があります。
- 精神障がい者（児）が退院後、地域に戻り、元の生活に移行ができるように支援を行い、また元の生活を継続できるように支援する地域移行支援・地域定着支援事業の推進を図れるよう、推進員の増員に努めます。
- 医療的ケア児を抱える介護者の負担は重く、支援することにより介護者の精神的・経済的負担を軽減するとともに地域での自立生活の基盤の形成に努めます。

（1）障がいの早期発見・早期治療

・母子保健事業の充実

妊娠中から幼児に至る各種健康診査や相談、保健指導、訪問相談等を実施し、乳幼児の健全な発育と育児支援を行います。

さらに、令和6年4月開設予定の玉村町こども家庭センターでは幼児発達相談の充実や幼稚園・保育所・子育て支援センター・児童相談所等の関係機関との連携を図り、発達について早期発見・早期治療及び虐待の防止に努めます。

・健康増進事業の充実

内臓脂肪型肥満に加え高血圧、高血糖、脂質異常などによるメタボリックシンドロームを予防するため、特定健診や健康相談、健康教育、保健指導等の充実を図ります。また筋力向上トレーニングなどの介護予防

にも取り組み、将来寝たきりや認知症などの発生を予防し、健康寿命の延伸に努めます。

・精神保健相談（こころの健康相談）の充実

精神的な悩みやストレスについて、だれでも気軽に相談できるように保健センターにおいて精神保健相談の充実を図り、群馬県こころの健康センターや医療機関との連携を密にし、自殺対策計画と相互性を図りながら、早期発見・早期治療に努めます。

また、精神疾患を抱える人とその家族のための「おしゃべり会」を開催し、交流の場の提供と家族の抱えている悩みの共有の場としてさらに推進を図ります。

（２）医療体制の充実

・リハビリテーション体制の充実

障がい者（児）の共生社会の実現のため、リハビリテーションに対する意識の啓発を図るとともに、医療機関や群馬県立ふれあいスポーツプラザ、玉村町海洋センター、教育機関等との連携を強化し、さらに医療機関、老人保健施設等の民間活力の支援等によるリハビリテーション施設の充実を図ります。

・心身障害者（児）医療助成事業の充実

心身障がい者（児）が安心して医療を受けられるよう医療機関との調整を図り、医療費の負担を軽減し医療を受けやすくなるように努めます。

・自立支援医療の充実

自立支援医療（更生医療・育成医療）制度の周知を図り、身体障害者手帳所持者（児）が適切な医療を少ない医療費負担で受けられるように支援します。

通院医療費公費負担制度の普及を図り、通院による医療費の負担を軽減し、医療を受けやすくなるように努めます。

・精神医療体制の充実

緊急な精神科医療を必要とする人に対し、昼夜を問わず、常時適切な医療が受けられるよう県や関係機関等との連携・協力を図り、救急医療体制の整備、充実に努めます。

また、町内に精神科の医療機関がないため、通院のための交通機関の確保、移動支援事業の充実を図り、医療を受けやすくするとともに、町内に精神科の医療機関が開設できるよう県や医師会等へ働きかけます。

（３）精神障がい者（児）の地域移行への推進

・精神障がい者（児）への社会資源の確保

精神障がいがあっても地域で自立した生活が送れるように、在宅の保健・福祉サービスの充実を図ります。保健センターで実施している精神

保健相談やおしゃべり会（精神障がい者（児）と家族のための交流の場）、さらに日常生活を支援する障がい福祉サービスの周知・拡大に努めます。

- ・ **地域移行、地域定着支援の推進**

居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を図ります。

- ・ **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

精神障がい者（児）が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されるように保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に取り組みます。

（４）難病支援の推進

- ・ **難病患者への総合的支援の実施**

平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、難病患者の方が福祉サービスを利用できるようになりました。今後も難病患者の実態把握に努めるとともに、難病等の特性に配慮した障害福祉サービスが提供できるよう周知・啓発に努めます。

また、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図ります。

（５）医療的ケア支援の充実

- ・ **医療的ケア児への訪問看護の実施**

看護師配置のない保育所、幼稚園等に通所し、医療的ケアを必要とする障がい児に対して、訪問看護を派遣して医療的ケアの支援を行います。また、在宅で医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）に対して、長時間の訪問看護を実施します。このことにより、介護する家族の精神的及び経済的負担の軽減を図ります。

- ・ **地域における医療的ケア児の支援体制の整備**

医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置し、地域全体の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討等を行うとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。

また、医療的ケア児が地域で適切な支援を受けられるよう、専門的知識や技術を持った地域の中核となる医療的ケア児コーディネーターを配置し、群馬県医療的ケア児支援センター「やっほ」と連携しながら、地域における医療的ケア児等の支援体制の充実を図ります。

3) 生活支援

自立支援と地域移行の観点から、在宅生活や社会参加のためのサービスなどが求められており、福祉計画に掲げる目標に向けて、サービスの提供体制の確保を目指します。また、地域生活支援拠点の機能充実を目指し、親なき後も安心して地域で生活できる体制の構築を図ります。

現状と課題

- 町内には、障害者福祉センター「のぼら」や「たんぼぼ」、地域活動支援センター、グループホーム、短期入所事業所などの障害者施設がありますが、今後も社会資源の開発が必要となっています。
- 障がい者（児）の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するため、身体介護や家事援助等のサービスに加え、同行援護や行動援護、重度訪問介護といったサービスに関する情報提供に努めるとともに、適切な支給決定を行うことが必要となっています。
- 玉村町地域生活支援拠点については、町内の障がい者施設等と協議調整し了承を得て、平成30年4月1日より設置運営となりました。24時間365日電話受付対応を(福)玉村町社会福祉協議会に委託し、緊急時に備えています。ただ、拠点としては整備されましたが、社会資源が少ないのでこの安心の仕組みを継続して機能させることができるように拠点の機能を充実させる必要があります。

(1) 障がい福祉サービスの充実

・障がい福祉サービスの充実

障がい者（児）が地域で安心して生活できるよう、生活の質の向上に向けた障害福祉サービスの提供を目指します。

・知的、精神障がい者への制度普及・周知

知的障がい者または精神障がい者（発達障がい者を含む）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重し、意志決定の支援に配慮しつつ必要な支援を行います。

・サービス等利用計画の作成促進

障がい者（児）個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進を図ります。また、障がい者（児）本人の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取り組みを進めます。

・サービス提供事業者への研修

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービスを提供する事業者に対し、必要な指導及び研修を実施します。

(2) 介護保険制度との連携

・地域共生の推進

65歳以上の障がい者が円滑に適切な支援が受けられるよう介護保険との連携強化を図るとともに、障害福祉と介護保険のサービスの機能を持った共生型サービス事業所の設置を推進し、障がい者が高齢者になっても、通い慣れた事業所を利用できるよう環境の整備を行います。

(3) 地域生活支援拠点の整備

・相談支援の充実

玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターを中心に、児童を含め、常時・緊急時いずれも対応できる体制を整え、また、具体的な自立に向けた相談等、地域移行・地域定着支援等に応じた機能を備えます。

・体験の機会、場の提供

相談支援の内容を踏まえ、生活の具体的なイメージが持てるように、一人暮らしの体験及び日中活動の体験の機会を提供します。

・緊急時の受入、対応

介護者又は保護者の急病、死亡等の場合に備え、緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

・専門的人材の確保、養成

玉村町障がい者（児）基幹相談支援センター及び玉村町障がい者総合支援協議会を中心に、専門的な人材養成を行います。また、重度化・高齢化・医療的ケア等の専門的な支援が必要な障害者に対する対応強化を図り、関係機関の情報共有を図ります。

・地域の体制づくりの推進

地域の実情に応じた整備を構築するにあたって、玉村町障がい者総合支援協議会を中心に、各関係機関と連携を図ります。

4) 教育・文化芸術活動・スポーツ

障がいの有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がい者（児）が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない者とともに受けることのできる仕組みを構築します。

また、障がい者（児）が円滑に文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

現状と課題

- 当町の子ども人口は減少傾向にありますが、発達に関する相談、療育・特別支援教育の必要な子どもの数は年々増えています。
- 現在、保健センターや通級教室等で発達支援に取り組んでおりますが、それぞれのライフステージでの支援となり、幼児期から成年期までの一貫した支援体制が取られていない現状があります。今後は、各分野の関係機関と連携して対応する形態や、いわゆるワンストップ窓口を設けるなど、支援を必要としている市民が容易に相談できる体制の整備が必要です。
- 当町には県が設置する特別支援学校がないため、通学の問題等、保護者の負担の大きさが課題となっています。今後も県等への働きかけを含め、移動に対する支援の充実を一層図る必要があります。

(1) 教育の充実

・インクルーシブ教育システムの構築

インクルーシブ教育とは障がい者（児）が精神的及び身体的な能力等を最大限発達させ、社会に効果的に参加し、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みです。これは共生社会の形成に向けた重要な理念であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めてまいります。また、障がい児一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な合理的配慮の提供に努めます。

・教育環境の整備

情報通信技術の発展等を踏まえつつ、障がい児の一人一人の教育的ニーズに応じた教材の提供及び支援機器の導入に努めるとともに、災害時における円滑な移動についても考慮し、学校施設のバリアフリー化を推進します。

また、特別支援教育に関する教職員の専門性の確保及び指導の向上を図るため、教員等への研修の充実を図ります。

・障がい児教育、障がい児保育の充実

個々の能力や可能性を最大限引き出す特別支援教育の充実のために、

一人ひとりの障がいの状態、発達段階及び特性に応じた個別の教育支援計画・指導計画を作成し、支援を行います。

さらに、義務教育終了後も生きがいをもち、自立した社会生活を営むことができるように、障がい児の進学や進路について自己選択をするための支援体制づくりをめざすとともに、福祉機関や教育機関などとの連携を強化し、障がい児や保護者に対して継続的に支援ができるような長期的な展望に立った指導の充実に努めます。

・相談支援ファイルの活用、推進

乳幼児期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、相談支援ファイルである「にじいろファイル」を活用して繋ぐことにより、どのライフステージにおいても切れ目のない相談・支援体制を継続していきます。また、令和6年4月開設予定の玉村町こども家庭センターでは関係機関と連携し、子どもと保護者を支援していきます。

(2) 文化芸術活動・スポーツの振興

・施設等の整備

スポーツ、レクリエーション、文化活動を推進させるため、社会体育館、海洋センター、文化センター等の公共施設を障がい者（児）や高齢者にも対応した施設への改善に努めます。

・文化芸術活動、スポーツの普及推進

障がい者（児）の芸術作品の展示等を推進するための仕組みを検討し、支援及び推進を図ります。

障がい者（児）が参加しやすいスポーツを紹介するなど、スポーツ教室等を通じて障がい者（児）スポーツの普及を進め、競技スポーツ、レクリエーション、健康増進など一人ひとりの目標・目的に応じた生涯スポーツ・レクリエーション活動の環境づくりを進めます。

また、交流を深めるためにも、スポーツ大会等への積極的な参加を促進します。

5) 雇用・就業・経済的自立

働く意欲を持つ障がい者に対して、その適性と能力に応じた多様な就労の機会や場を確保していくことは、経済生活の自立の手段としてはもとより、障がい者の働く権利、自己実現、さらには社会への参加と貢献等生きがいを得るという観点から大変重要です。総合的な支援を推進するとともに、年金制度・各種手当等の周知を図り、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

現状と課題

- 就労継続支援A型事業所の整備は、障がい者の就労の場が確保され、また最低賃金も守られるため、経済的な自立につながります。このため町では積極的に推進します。
- 障がい者を雇用したことがない企業では、障がい者への接し方や障がい者雇用に関する理解やスキルがないため、積極的に雇用を検討してくれる事業所の数が少ないのが現状で、企業への理解の促進が必要です。
- 障者優先調達推進法により、官公庁における優先購入の推進が図られるところですが、周知不足等から徹底が図れていないのが現状です。

(1) 障がい者雇用の促進

・障がい者（身体・知的・精神・発達等）の雇用促進

障がい者の雇用に関する正しい理解と認識を深め、障がい者のそれぞれの適性と能力に応じた適切な雇用の場を確保し、その安定を図るため雇用・就労の促進を図ります。

障がい者の働く機会を拡大するため、国や県などの関係機関と連携して、障害者雇用支援月間（9月）を中心に、障がい者の雇用や就労問題に関わる啓発活動に努めます。啓発活動を進めるにあたっては、経営者はもとより広く町民に対しても障がい者の雇用の理解と協力を求めます。また、障がい者就業・生活支援センターとの連携を図るとともに、法定雇用率を守るようにハローワーク等に働きかけていきます。

(2) 就労支援の充実

・就労移行支援事業所の誘致

自立した生活をするために就労を希望する障がい者に対し、就労支援を実施するため、就労移行支援事業所の誘致を積極的に推進します。

・ハローワーク、就労移行事業所等との連携強化

事業主の経済的負担を軽減し、積極的な就労の確保のため、ジョブコーチ制度、職親制度や各種助成金制度の活用について周知に努めます。また、町内の障がい者雇用率未達成の企業と就職したい障がい者の就職面接会をハローワークと連携し実施するなど就労支援を促進します。

(3) 福祉的就労の底上げ

- **就労継続支援 A 型事業所の誘致**

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労継続支援 A 型事業所の誘致を積極的に推進します。

- **障害者優先調達推進法による優先購入の推進**

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入を推進します。このことにより、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進、就労継続支援 B 型事業所等における工賃向上に向け、福祉的就労の底上げを図ります。

(4) 経済的自立の支援

- **年金制度の周知徹底**

障がい者の生活安定のために、広報等で制度の周知を図るとともに、制度の充実や改善を県、国へ要望していきます。

- **各種手当等の充実**

障がい者の経済的負担を軽減させるため、腎臓機能障害者通院交通費助成、難病疾患見舞金等の各種手当、助成等の制度を継続して行い、対象者への周知を図ります。

6) 生活環境

障がい者（児）の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、住宅の確保、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者（児）に配慮したまちづくりを推進します。

現状と課題

- 自宅で暮らしている障がい者（児）の多くが、住み慣れた玉村町で暮らし続けたいと願っています。そのため、グループホーム等の施設の誘致が必要となっています。
- 町をあげてのバリアフリー化の促進には、障がいに対する理解が最も重要であり、縦割り行政でなく、関係機関等の綿密な連携が必要です。

(1) 住宅の確保

・町営住宅の整備

誰もが安心して暮らすことができるよう、町営住宅のバリアフリー化などの改修を進めます。

・グループホーム等の誘致

障がい者の居住の確保に向けて、町では障がい者が日常生活上の援助を受けながら共同生活を行うグループホームを誘致し、その利用促進を図ります。

(2) バリアフリー化の推進

・公共施設等のバリアフリー化の推進

障がい者（児）や高齢者を含むすべての町民が安心して快適な生活を送ることができるよう、道路や公園、公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、病院など、幅広い人が利用するような民間の施設についても、障がい者（児）や高齢者に配慮したものとするよう関係機関の理解と協力を積極的に求め、改善・整備の促進に努めます。

・公共交通機関のバリアフリー化の推進

障がい者（児）はもとより、すべての住民が安全に通行できる歩行空間の確保に努めるとともに、車道と歩道の段差解消、点字ブロックの設置、防護柵の設置、絵や記号による案内表示などの整備を図ります。国道、県道についても、安全な歩行空間の整備を要望していきます。

(3) 障がい者（児）に配慮したまちづくりの推進

・福祉、医療施設等の計画的立地の推進・整備の促進

福祉・医療施設等の計画的な立地の推進を図ります。また、バリアフリーに配慮したまちづくりを推進します。

7) コミュニケーション環境

障がい者（児）が円滑に情報を取得、利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように環境の整備を推進します。

現状と課題

- 障がいのあるなしにかかわらず、誰でもみな平等に必要な情報が得られることが求められています。必要な情報を等しく受信できるよう、障がいの特性に応じた個別の対応が必要となっています。
- 町では、手話通訳者の派遣・設置事業を行っていますが、利用者の固定化がみられることから、必要な方に利用してもらえるように周知等が必要です。

（1）情報提供の充実

・福祉制度、福祉サービスの普及啓発

福祉制度や福祉サービスを提供するためには、制度や福祉サービスについて、障がい者（児）が内容を十分理解することが必要です。

このため、広報・ホームページ等を活用するとともに、あらゆる機会を活用した啓発活動をとおして、必要な福祉制度や福祉サービスが必要となときに適切に受けられるよう普及啓発に努めます。

（2）意志疎通支援の充実

・点字サービスによる情報提供

視覚障がい者（児）への福祉制度、福祉サービス、地域の情報を点字で提供することを目的に、点字情報総合システムを活用し、点字広報を発行しています。今後も継続して対象者への情報提供に努めます。

また、視覚障がいに限らず、それぞれの障がいに合わせた情報提供を行えるように努めます。

・手話通訳者等の派遣、設置

障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者（児）等に対して手話通訳者、要約筆記者等の派遣、設置等の支援により、社会参加の促進を図ります。

・手話奉仕員等の養成研修の実施

手話奉仕員等の養成研修等の実施により、人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援の充実を図ります。

8) 安全・安心

障がい者（児）が安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進を図ります。また、交通安全対策の推進、消費者トラブルの防止・救済に努めます。

現状と課題

- 町の防災対策の推進と合わせ、現在、町内にある障がい者（児）の福祉避難所は、障害者福祉センターたんぼぼのみのため、早急に障がいの特性に対応した福祉避難所の増設が必要となっています。また、関係機関との連携を密にし、体制の確立の強化が必要です。
- 障がい者（児）の消費者トラブルは、表にでないで処理されてしまう可能性があります。消費生活センターとの連携により、トラブルの防止・救済が特に必要です。

（１）防災対策の推進

・福祉避難所の設置促進

災害時における福祉避難所の増設に努めます。また、迅速・明確な情報の伝達、障がい者（児）の避難誘導體制の確立に努めます。

地域ごとに自主防災組織を育成するとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、障がい者（児）の状況の把握、および緊急時における安否確認、避難誘導等の体制の確立を図ります。

（２）防犯対策の推進

・犯罪被害者等の早期発見、防止対策の強化

警察、福祉施設、行政との連携促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

（３）交通安全対策の推進

・交通安全施設等の整備

障がい者（児）が安全に通行できる歩行空間の確保に努めるとともに、車道と歩道との段差解消、点字ブロックの設置、防護柵の設置、絵や記号による案内表示などの整備を図ります。国道、県道についても、安全な歩行空間の整備を要望していきます。

（４）消費者トラブルの防止・救済

・消費生活センターとの連携強化

障がい者（児）の消費者トラブルに関する情報を収集し、消費生活センターとの連携を図り、消費者トラブルの防止及び救済を図ります。

9) 行政サービス等における配慮

障がい者（児）が適切な配慮を受けることができるよう、町職員等における障がい者（児）理解の促進に努めるとともに、障がい者（児）がその権利を円滑に行使することができるような配慮に努めます。

現状と課題

- 障害者差別解消法に基づき、障がい者（児）が必要とする社会的障壁の除去の実施について、町職員が先頭に立ち、学び実践することが必要です。

（1）窓口サービスの充実

・合理的配慮の提供

当町では、平成29年に「玉村町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（職員対応要領）を定めており、障がい者（児）が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を提供します。

・職員への研修会等の実施

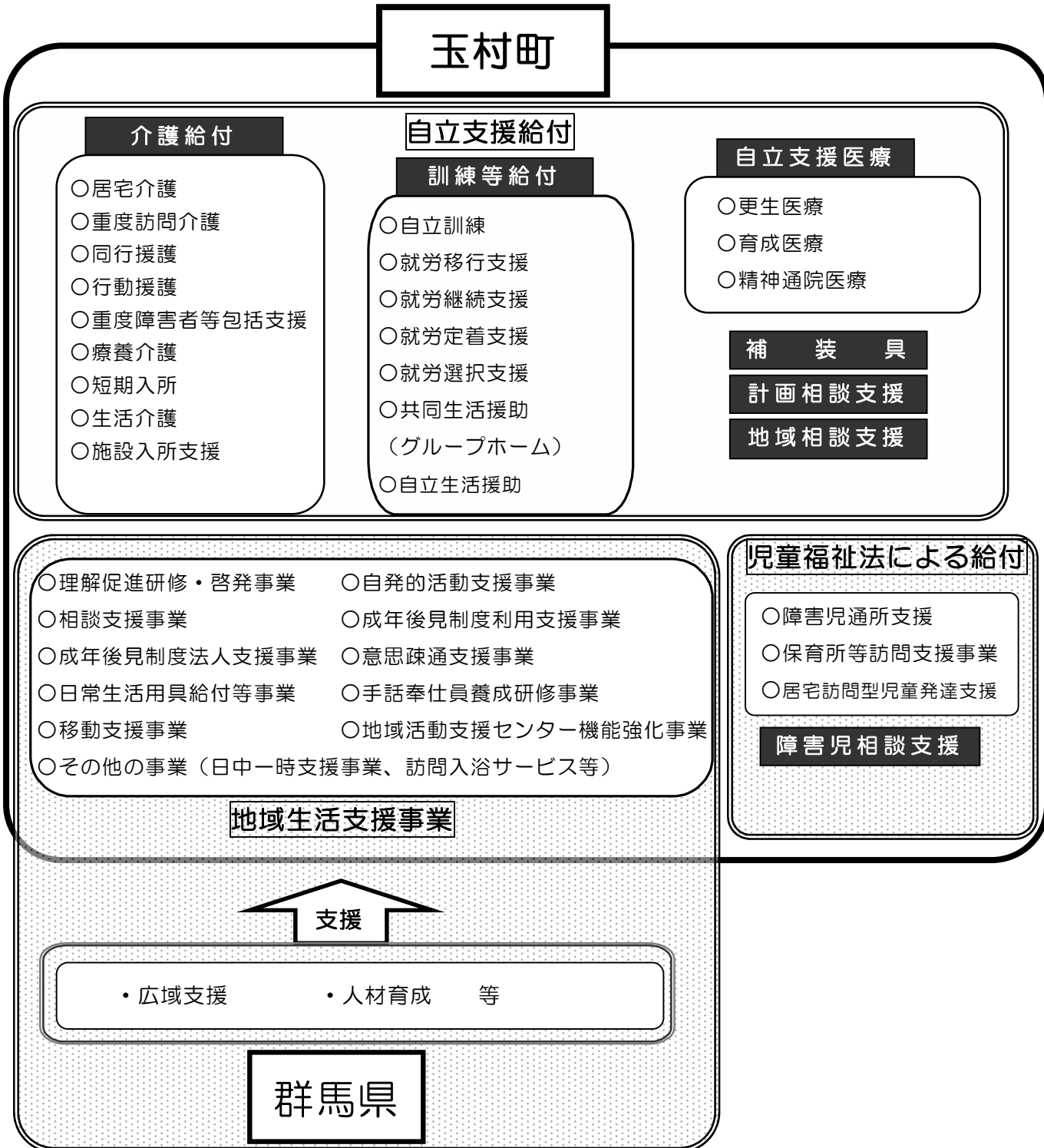
町職員等に対する障がい者（児）に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者（児）への配慮の徹底を図ります。

・総合相談窓口の設置

相談者にとってわかりやすく、相談しやすいものとなるように、なんでも福祉相談を設置し、障がいの有無にかかわらず、総合的に相談できる体制の整備をします。また、相談の内容によって、関係機関と連携しながら対応できるよう、重層的支援体制を図ります。

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系



サービスの給付体系については、介護給付、訓練等給付、自立支援医療からなる「自立支援給付」、そして、地域での生活を支えるために、地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」となっています。

また、障がい児については、自立支援給付、地域生活支援事業を除いて児童福祉法により給付を行っています。

2 令和8年度の目標値の設定

○目標設定の視点

障害者総合支援法や児童福祉法、国の基本指針及び玉村町障害者計画における基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定します。

- ① 障がい者の自己選択と自己決定の尊重、本人の意思決定を支援
- ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- ③ 入所施設から地域生活への移行、住み慣れた地域生活の支援、就労支援等の課題に対応したサービス体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

○令和8年度の数値目標

施設入所者への地域への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を計画的に進めるために、令和8年度の数値目標を以下のように設定します。

(1) 障害者支援施設（入所施設）の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和8年度末時点の入所者数の6%以上が地域生活に移行すること、施設入所者数を5%以上削減することを基本としております。

本町においては、令和3年度から令和5年度の3年間では地域移行者は0人でした。

本計画期間においては、地域移行者2人を目指し、相談支援機能の強化を図るとともに、グループホーム等の地域移行のサービス基盤の充実を進めていきます。

項目	数値	備考
入所者数（A）	31人	・令和4年度末時点での入所者数
令和8年度入所者数（B）	29人	・令和8年度末時点の利用人員の見込み者数
【目標】 地域生活移行者数	2人 (6.45%)	・施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数 ・国の「基本指針」では6%以上が地域移行することを基本としています
【目標】 施設入所者数の削減（A-B）	2人 (6.45%)	・施設入所者の削減目標数 ・国の「基本指針」では5%以上削減することを基本としています

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、町が中心となり、保健、医療、福祉に携わる人を含む様々な関係者が情報提供や連携を行う体制を構築し、年間1回以上、保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催します。

項目	数 値			備 考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の開催回数の見込み
【活動指標②】 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	5人	5人	5人	・保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み
【活動指標③】 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	・協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み
【活動指標④】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	1人	1人	・「地域移行支援」の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑤】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	1人	1人	・「地域定着支援」の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑥】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	16人	17人	18人	・「共同生活援助」の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑦】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人	・「自立生活援助」の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑧】 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人	・「自立訓練（生活訓練）」の利用者のうち精神障害者

(3) 地域生活支援の充実

障がい者が地域で生活するうえで、緊急時や親なき後等を見据え、地域生活支援拠点等の整備により、障がい者の地域生活を支援する次のような機能のさらなる強化を図ろうとするものです。

障がい者の地域生活を支援する機能を持った拠点を、玉村町障がい者総合支援協議会の場を用いて、下記の5つの事業を関係各機関と連携しながら地域の複数の機関が分担して地域生活の機能を担う、面的体制の整備を進めていきます。

- ・ 地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談
- ・ 一人暮らし、グループホームへの入居者等に体験の機会及び場の提供
- ・ ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保
- ・ 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ・ サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

項目	数 値			備 考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【目標①】 地域生活支援拠点等の設置	1箇所	1箇所	1箇所	・ 国の「基本指針」では、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）することを基本とする。
【目標②】 コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人	・ コーディネーターの配置人数を設定する。玉村町は基幹相談支援センターに配置する。
【目標③】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回	・ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。
【目標④】 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	無	無	有	・ 各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
【実績】 令和4年度末時点の施設入所待機者数	5人	・ 令和4年度末時点の施設入所待機者数		
上記のうち、強度行動障害のある者（行動関連項目10点以上）	2人	・ 上記のうち、強度行動障害のある者（行動関連項目10点以上）		

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

第6期計画においては、福祉施設から一般就労への移行目標を年間7人としていた中で、令和3年度は3人が就労しております。

国の基本指針では、令和3年度の一般就労移行実績の1.28倍以上を基本としています。本計画では、過去の実績等を踏まえ、一般就労者数5人とします。

福祉施設から一般就労への移行に向けて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、福祉施設等関係機関との連携を強化し、目標達成に向けた支援を行っていきます。障害者就業・生活支援センターによる、予約制の「玉村町障害者就労相談会」を町内の会場で毎月1回行っております。

令和3年度実績

項目	数値	備考
【実績①】 令和3年度の一般就労への移行者数	3人	・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和3年度において一般就労した者の数
【実績②】 令和3年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	1人	・令和3年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数
【実績③】 令和3年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	2人	・令和3年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数
【実績④】 令和3年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	0人	・令和3年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数
【実績⑤】 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	3人	・令和3年度における就労定着支援事業の利用者数

令和8年度目標

項目	数値	備考
【目標①-1】 令和8年度の一般 就労移行者数	5人	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数 国の「基本指針」では、令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
	1.66倍	
【目標①-2】 令和8年度の就労移行支援 事業の一般就労移行者数	2人	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数 国の「基本指針」では、令和3年度の移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
	2倍	
【目標①-3】 令和8年度の就労継続支援 A型事業の一般就労移行者数	2人	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数 国の「基本指針」では、令和3年度の移行実績の1.29倍以上となっておりますが、A型事業所の利用者が減少している為、目標を令和3年度の実績と同じ2人とし、1倍とする。
	1倍	
【目標①-4】 令和8年度の就労継続支援 B型事業の一般就労移行者数	1人	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数 国の「基本指針」では、令和3年度の移行実績の1.28倍以上を目指すとなっておりますが、B型事業所の令和3年度一般就労人数が0人であったため、1名の一般就労を目指す。
	0倍	
【目標②】 令和8年度の就労移行支援 事業所のうち一般就労に移行 した者の割合が5割以上の事 業所の割合	5割	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所のうち、令和8年度に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 国の「基本指針」では、5割以上とすることを基本とする。
【目標③】 就労定着支援事業の 利用者数	5人	<ul style="list-style-type: none"> 就労定着支援事業の令和8年度の利用者の数 国の「基本指針」では、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
	1.66倍	
【目標④】 就労定着支援事業の 就労定着率	3割	<ul style="list-style-type: none"> 就労定着支援事業の令和8年度の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 国の「基本指針」では、2割5分以上とすることを基本とする。

※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の支援については、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するための体制整備を図るもの。

障がい児支援提供体制の整備により、次のような機能の強化を図るものです。

- ・障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域での支援
- ・障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援
- ・障がい児支援の均てん化を図ることによる、地域支援体制の構築
- ・障がい児のライフステージに沿った切れ目無い一貫した支援を提供する体制の構築
- ・障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進

項目		数値	備考
【目標①】 児童発達支援センターの設置		1箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。 ・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
設置の形態	うち市町村単独	0箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標②】 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築		有	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「基本指針」では、令和8年度末までに、全ての市町村において、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
【目標③－1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保		1箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 ・市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
設置の形態	うち市町村単独	0箇所	—
	うち圏域で整備	1箇所	

項目		数値	備考
【目標③－２】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		1箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 ・市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
設置の形態	うち 市町村単独	0箇所	—
	うち 圏域で整備	1箇所	
【目標④－１】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 ・市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
設置の形態	うち 市町村単独	1箇所	—
	うち (都道府県が関与した上での) 圏域で整備	0箇所	
【目標④－２】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		1人	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「基本指針」では、令和8年度末までに④－１の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

〈発達障害者等に対する支援〉

項目	数 値			備 考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	4人	・現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）の見込み
【活動指標②】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	0人	0人	1人	・現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの実施者数（支援者）の見込み
【活動指標③】 ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	・現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込み
【活動指標④】 ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人	・現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、人数の見込み

※ペアレントトレーニングとは・・・

子どもの行動変容を目的として、講義やグループワークを通じて、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを身につけることを目指し、親の子どもへのかかわり方を変えることで、子どもの適切な行動を増やして不適切な行動を改善し、子どもの健やかな成長発達を促進することを目的とした、心理教育的アプローチです。

※ペアレントメンターとは・・・

自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親をいいます。ペアレント・メンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができます。

※ピアサポートとは・・・

同じ境遇をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉です。ここでは、障がいのある人が同じ障がいのある人の相談等を行うことです。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別にかかわらず、相談者からの各種ニーズに対応できるよう総合的・専門的な相談支援体制について、玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターを中心とし、関係機関と連携しながら充実に努めていきます。

項目	数 値			備 考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【目標】 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置	有	有	有	・国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う相談支援センターを設置することを基本とする。玉村町は単独で設置する。
【活動指標①】 地域の相談支援体制の強化①	40件	40件	40件	・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化②	1件	1件	1件	・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込み
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化③	28回	28回	28回	・基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化④	1回	1回	1回	・基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。
【活動指標⑤】 地域の相談支援体制の強化⑤	1人	1人	1人	・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数を見込みを設定する。
【活動指標⑥】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	有	有	・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保することを基本とする。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、事業者が多数参入する中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、町職員が障害者総合支援法の具体的内容に関する理解を深めること、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うこと等を通じ、質の向上に資する取組を行う体制構築に努めていきます。

国の「基本指針」では、令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

項目	数 値			備 考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回	・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の実施回数の見込みを設定する。
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	1回	1回	1回	・都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の共有回数の見込みを設定する。

3 障害福祉サービスの必要な量の見込み及びその確保のための方策

障がい者が希望する暮らしの実現や、その意欲や能力に応じた活動を保障するために、障害福祉サービスの種類ごとに必要な見込量を第6期玉村町障害福祉計画の実績により、その必要量の確保に努めます。

【見込量の単位について】

サービス見込み量は、サービスごとの各年度末における1か月当たりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

「人/月」 月間の実利用者数

「件/年」 年間の延べ利用件数

「時間/月」 月間の延べサービス提供時間

「人日/月」 「月間の実利用者数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」で算出される延べサービス量

（例えば10人が1か月に平均して20日利用する場合、200人日/月となります）

（1）訪問系サービス

① 必要な量の見込み

訪問系サービスは次の5つのサービスがあります。

サービス種別	実施内容
居宅介護	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者、行動上著しい困難を有する精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	意思疎通を図ることに著しい障がいがあり、重度の身体障がい又は行動上著しい困難を有する知的障がい者・精神障がい者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

居宅介護、同行援護などの訪問系サービスについては、障がい者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。また、これらのサービスは、家族と共に暮らし続けたいと願う障がい者にとっては、家族の機能を補完する本人支援のサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えられます。

(第6期計画と令和5年度までの利用実績)

(実利用者数：人／月、サービス量：時間／月)

サービスの名称		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
合 計	人／月	73	70	75	74	77	65
	時間／月	2,342	2,109	2,450	2314	2,563	1972
居宅介護	人／月	-	54	-	57	-	53
	時間／月	-	828	-	819	-	778
重度訪問介護	人／月	-	4	-	4	-	3
	時間／月	-	1137	-	1334	-	1105
同行援護	人／月	-	12	-	13	-	9
	時間／月	-	144	-	161	-	89
行動援護	人／月	-	0	-	0	-	0
	時間／月	-	0	-	0	-	0
重度障害者等包括支援	人／月	-	0	-	0	-	0
	時間／月	-	0	-	0	-	0

※令和3、4年度は3月利用実績。令和5年度は9月利用実績。

(令和8年度までのサービス量の見込み)

(実利用者数：人／月、サービス量：時間／月)

サービスの名称		令和6年度	令和7年度	令和8年度
合 計	人／月	76	78	81
	時間／月	2343	2370	2416
居宅介護	人／月	58	59	60
	時間／月	835	850	864
重度訪問介護	人／月	4	4	4
	時間／月	1334	1334	1334
同行援護	人／月	14	15	16
	時間／月	174	186	198
行動援護	人／月	0	0	1
	時間／月	0	0	20
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

② 見込量確保のための方策

利用実績から、地域生活への移行が進むにつれて利用の増加が予測できます。

玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業を活用し、サービス提供事業者との連携を図りながら、利用者のニーズに応じたサービス提供をめざします。同時に、訪問系サービスについては今後も増加が見込まれるので、利用量を確保するために、訪問介護員の担い手の育成を事業者に働きかけます。

（２）日中活動系サービス

① 必要な量の見込み

日中活動系サービスとは、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

サービスの名称	事業内容
生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護が必要な人に、その介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいの人に一定期間、身体機能向上のために、必要な訓練やその他の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい・精神障がいの人に一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が、就労や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望や就労能力、適正等に合った選択を支援します。（令和7年10月開始予定）
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型（雇成型）とB型（非雇成型）の類型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業へ就労した障がい者の就労に伴う環境変化による生活面の課題の対応、解決に向け、企業や家族との連絡調整、指導、助言の支援を一定期間行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等が実施する福祉型と医療機関が実施する医療型があります。

(第6期計画と令和5年度までの利用実績)

サービスの名称			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	計画	72	74	76
		実績	67	65	6
	人日/月	計画	1,525	1,583	1,596
		実績	1,391	1,397	1,301
自立訓練 (機能訓練)	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	1
	人日/月	計画	20	20	20
		実績	0	0	10
自立訓練 (生活訓練)	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	3
	人日/月	計画	22	22	22
		実績	0	0	41
就労移行支援	人/月	計画	21	23	25
		実績	10	10	12
	人日/月	計画	328	348	370
		実績	159	198	216
就労継続支援 (A型)	人/月	計画	8	9	10
		実績	3	1	3
	人日/月	計画	166	216	281
		実績	56	23	62
就労継続支援 (B型)	人/月	計画	62	64	66
		実績	77	81	91
	人日/月	計画	1,207	1,272	1,341
		実績	1,362	1,474	1,412
就労定着支援	人/月	計画	2	2	2
		実績	3	4	3
療養介護	人/月	計画	4	4	4
		実績	4	4	4
短期入所(福祉型)	人/月	計画	5	6	7
		実績	5	6	4
	人日/月	計画	20	24	28
		実績	14	24	15
短期入所(医療型)	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	1
	人日/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	3

※令和3、4年度は3月利用実績。令和5年度は9月利用実績。

(令和8年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	人/月	72	72	73	
	人日/月	1,525	1,583	1,596	
	うち強度行動障害を有する者	人/月	22	22	22
	うち高次脳機能障害を有する者	人/月	1	1	1
	うち医療的ケアを必要とする者	人/月	1	1	1
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1	
	人日/月	23	23	23	
自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1	
	人日/月	23	23	23	
就労選択支援	人/月	3	2	3	
就労移行支援	人/月	10	10	10	
	人日/月	198	198	198	
就労継続支援（A型）	人/月	1	1	1	
	人日/月	23	23	23	
就労継続支援（B型）	人/月	91	91	92	
	人日/月	1,656	1,656	1,674	
就労定着支援	人/月	4	4	4	
療養介護	人/月	4	4	4	
短期入所（福祉型）	人/月	6	6	6	
	人日/月	24	24	24	
	うち強度行動障害を有する者	人/月	1	1	1
	うち高次脳機能障害を有する者	人/月	0	0	0
	うち医療的ケアを必要とする者	人/月	0	0	0
短期入所（医療型）	人/月	1	1	1	
	人日/月	4	4	4	
	うち強度行動障害を有する者	人/月	0	0	0
	うち高次脳機能障害を有する者	人/月	0	0	0
	うち医療的ケアを必要とする者	人/月	1	1	1

② 見込量確保のための方策

日中活動系サービスの利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせることで必要なサービスを選択することができ、多様なサービス需要への対応が必要となります。また、日中活動系サービスは、障がい者の日中の居場所を確保する事業であり、自立した地域生活を送るためには欠くことのできない事業です。当町では令和5年9月時点で、日中活動系事業所は7カ所あり、生活介護事業、就労継続支援B型事業を行っています。過去には就労移行支援事業所と就労継続支援A型事業所がありましたが、廃止してしまい、町外の施設を利用するしかありません。日中活動系サービスは玉村町の障がい福祉政策においても重要な柱となる事業と考えており、町内においてサービス量の確保が困難なサービスについては、他市町村との協力や連携を目指します。

また、短期入所は緊急性の高いサービスと考えられます。町内に3カ所実施可能な施設ができたため、緊急時に対応できるようサービス提供事業者との連携を強化し、安定したサービス提供体制を整えます。

(3) 居住系サービス

① 必要な量の見込み

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な支援を提供するサービスをいいます。平日の日中では、利用者は通勤や日中活動系サービスなどを利用しています。このサービスは障がい者の自立、地域移行を支えるために欠かすことのできない基盤です。

サービスの名称	事業内容
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活向上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、居住の場を提供し、主に夜間において生活能力向上のために必要な訓練を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

(第6期計画と令和5年度までの利用実績)

サービスの名称			令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	計画	46	49	51
		実績	49	48	52
施設入所支援	人/月	計画	33	32	31
		実績	33	31	32
宿泊型自立訓練	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
自立生活援助	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	0

※令和3、4年度は3月利用実績。令和5年度は9月利用実績。

(令和8年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(グループホーム)	人/月	52	54	56
	うち強度行動障害を有する者	5	5	5
	うち高次脳機能障害を有する者	1	1	1
	うち医療的ケアを必要とする者	0	0	0
施設入所支援	人/月	31	30	29
宿泊型自立訓練	人/月	0	0	1
自立生活援助	人/月	1	1	1

② 見込量確保のための方策

入院中の精神障がい者や施設入所者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを背景に、共同生活援助(グループホーム)は、今後も重要な役割を担うサービスです。玉村町では共同生活援助事業所がここ3年で4カ所増え、7カ所となりました。個々の障害特性や自立の程度に合った地域移行ができるよう、支援に努めます。

また、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、必要な入所施設の支援に努めます。

(4) 計画相談

① 必要な量の見込み

障がい者や障がい児の保護者又は障がい者等の介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

サービスの名称	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画書を作成や一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	施設や病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した障がい者に対して、常時の連絡体制の確保等の支援を行います。

(第6期計画と令和5年度までの利用実績)

サービスの名称			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	計画	67	69	71
		実績	62	76	73
地域移行支援	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
地域定着支援	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	0

※令和3、4年度は3月利用実績。令和5年度は9月利用実績。

(令和8年度までのサービス量の見込み)

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月		78	84	91
地域移行支援	人/月		1	1	1
地域定着支援	人/月		1	1	1

② 見込量確保のための方策

利用者本位の相談及び支援ができるよう、玉村町障がい者(児)基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関のネットワーク化を進め、広範な相談支援体制を構築していきます。

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 必要な量の見込み

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付など、とくに日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「その他事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

サービス種別		実施内容
理解促進研修・啓発事業		障がい者の理解を深める為の研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業		自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害者相談支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者（児）の保護者や介護者などからの相談に応じ、情報の提供を行います。
	基幹相談支援センター事業	身体・知的・精神・発達・難病の各障がいの多様な相談に対応できるよう、総合的な相談支援の場として基幹相談支援センターを設置します。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターに専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

サービス種別		実施内容
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいの為、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人以下(「聴覚障がい者等」という。)に意思疎通の円滑化を図る為、手話通訳者を設置します。
	手話通訳・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者等の福祉向上のため、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業		重度の身体障がい者等に対し、日常生活用具、住宅改修費、点字図書の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障がい者等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター事業		地域活動支援センターを通じて、障がいのある人に創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行います。
日中一時支援事業	日帰りショート事業	障がいのある人を一時的に預かり、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
	サービスステーション事業	心身障がい児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、24時間対応型サービスステーションがサポートします。
	登録介護者事業	心身障がい児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、あらかじめ本町に登録している介護者がサポートします。
訪問入浴サービス事業		身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを行います。
知的障害者職親委託事業		知的障がいのある人の自立更生を図るため、更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
点字・声の広報等発行事業		文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、広報紙をはじめ、地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に提供します。
障害者虐待防止対策支援事業		障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

(令和5年度までの利用実績)

サービスの名称		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
2	自発的活動支援事業	検討	検討	検討
3	①障害者相談支援事業 (委託事業所)	実施箇所	1	1
	基幹相談支援センター		実施	実施
	②基幹相談支援センター等 機能強化事業		実施	実施
	③住宅入居等支援事業		実施	実施
4	成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0
5	成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施
6	①手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件/年	3	4
	②手話通訳者設置事業	設置人数	1	1
7	合計	件/年	856	828
	①介護・訓練支援用具	件/年	3	3
	②自立生活支援用具	件/年	2	2
	③在宅療養等支援用具	件/年	3	2
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	3	2
	⑤排泄管理支援用具	件/年	843	819
	⑥居宅生活動作補助用具	件/年	2	0
8	手話奉仕員養成研修事業	修了者/年	中止	7
9	移動支援事業	人/月	49	52
		時間/年	5,371	5,430
10	町内	実施箇所	1	1
		人/月	8	8
	町外	実施箇所	4	4
		人/月	10	10
11	①日帰りショート事業	人/月	13	8
	②サービスステーション事業	人/月	19	14
	③登録介護者事業	人/月	0	0
12	訪問入浴サービス事業	人/月	5	6
13	知的障害者職親委託事業	人/年	0	0
14	点字・声の広報発行事業		実施	実施
15	障害者虐待防止対策支援事業		実施	実施

※令和3、4年度は3月利用実績。令和5年度は利用見込み件数。

(令和8年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称		令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	理解促進研修・啓発事業		実施	実施
2	自発的活動支援事業		検討	検討
3	①障害者相談支援事業 (委託事業所)	実施箇所	1	1
	基幹相談支援センター		実施	実施
	②基幹相談支援センター等 機能強化事業		実施	実施
	③住宅入居等支援事業		実施	実施
4	成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1
5	成年後見制度法人後見支援事業		検討	検討
6	①手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件/年	15	17
	②手話通訳者設置事業	設置人数	1	1
7	合 計	件/年	842	847
	① 介護・訓練支援用具	件/年	3	3
	② 自立生活支援用具	件/年	3	3
	③ 在宅療養等支援用具	件/年	2	2
	④ 情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3
	⑤ 排泄管理支援用具	件/年	830	835
	⑥ 居宅生活動作補助用具	件/年	1	1
8	手話奉仕員養成研修事業	修了者/年	10	10
9	移動支援事業	人/月	60	65
		時間/年	5,700	5,900
10	町内	実施箇所	1	1
		人/月	10	10
	町外	実施箇所	4	4
		人/月	15	15
11	①日帰りショート事業	人/月	15	16
	②サービスステーション事業	人/月	20	22
	③登録介護者事業	人/月	1	1
12	訪問入浴サービス事業	人/月	4	4
13	知的障害者職親委託事業	人/年	1	1
14	点字・声の広報発行事業		実施	実施
15	障害者虐待防止対策支援事業		実施	実施

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(2) 地域生活支援事業の見込み量確保の方策

① 理解促進研修・啓発事業

本町では、町広報誌やパンフレットで、理解促進をしております。引き続き、地域住民に対し啓発活動を実施していきます。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活を営むことができるよう障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な活動を実施する団体に補助金の交付を検討し実施していきます。

③ 相談支援事業

障がいの種別を問わず対応できる相談体制を確保し、サービス提供事業者などとの連携のもとで相談・支援体制の充実に努めます。地域の相談支援の拠点として、引き続き玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターを設置し、専門的職員を配置して困難ケースにも対応していきます。また、住宅入居等支援事業について、玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターで実施していきます。

今後においても、相談支援事業者、各障害福祉サービス事業者、関係機関等とのネットワーク化を推進し、総合的な相談支援体制の整備を図りつつ「玉村町障がい者総合支援協議会」においても、その体制のあり方を協議・検討していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度が権利擁護のための支援であることから、必要な障がい者には、成年後見制度が適切に利用できるよう金銭的な支援や本人又は家族等が申し立て出来ない場合は町長が成年後見制度の申し立てするなど支援に努めます。

必要とする障がい者が適切に利用できるよう、本人や支援者への情報提供に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

地域包括支援センターと連携しながら、成年後見制度法人後見支援事業を早期に実施できるよう努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

本町においては、手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託し、事業を実施していますが、今後も利用が見込まれております。

手話通訳設置事業について、1ヶ月に3回設置をしており、利用ニーズがあることから、継続して実施していきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

この事業の需要は、ストマ用装具などの排せつ管理支援用具が日常生活用具として取扱いになったことから大幅に増加し、今後もさらに増加が見込まれます。事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

多くの町民が参加できるよう広報紙等を活用した周知活動を行い、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及を推進していきます。

障がい福祉にかかる事業を実施している法人、当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を実施します。

⑨ 移動支援事業

この事業は社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の外出の際の支援で、利用者数及びサービス提供量が増加していることから、障がい者の社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、引き続き支援を継続していきます。

移動支援事業の情報提供の充実やサービス提供を行う事業者を確保するなど、より利用しやすい制度としていきます。1対1の個別支援型だけでなく、複数の障がい者への同時支援を行うグループ支援型及び自立支援型を実施します。

⑩ 地域活動支援センター

地域活動支援センター事業は、さまざまな日中活動の場を求める障がい者等にとって、社会参加のきっかけとなる事業でもあり、障害福祉サービスと効果的に組み合わせることにより、障がい者等の日中活動における支援の全体的な体系の構築を図ります。

今後は事業所等と連携し、人材の確保等提供体制の整備や情報提供等の支援を行い、サービスの充実を図ります。

また、他市町村の地域活動支援センターの利用が必要な障がい者を、他市町村の地域活動支援センターが利用できるよう他市町村と連携を図ります。

⑪ 日中一時支援事業

(①日帰りショート事業、②サービスステーション事業、③登録介護者事業)

地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。事業者に対し必要な情報を提供し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。事業を周知するとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。委託をする事業所等が必要な要件を満たしているか確認するなど適正な運営に努めます。

⑫ 訪問入浴サービス事業

事業の周知をするとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な運営を行います。サービス提供時における利用者の病状の急変など緊急時の対応をあらかじめ定めておくなど安全体制の確保に努めます。

⑬ 知的障害者職親委託事業

事業を周知するとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。障がい者や家族等からの相談に応じ、適切な職親の紹介に努めます。

⑭ 点字・声の広報発行事業

必要な障がい者が利用できるよう、事業の周知を図ります。

⑮ 障害者虐待防止対策支援事業

玉村町障がい者虐待防止センターを引き続き委託し、緊急時に対応できるよう体制を整備すると共に、町民等へ障がい者虐待防止に関する啓発活動を実施します

5 障がい児支援の必要な量の見込み及びその確保のための方策

(1) 必要な量の見込み

障がい児支援とは、主に放課後支援や療育において必要な支援等を行います。

サービスの名称	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の、居宅に訪問して発達支援を行います。
児童入所支援 (福祉型・医療型)	日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。
障害児相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する前に障害児支援利用計画の作成や一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

(第2期計画と令和5年度までの利用実績)

サービスの名称			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	計画	20	23	26
		実績	32	35	32
	人日/月	計画	160	184	208
		実績	251	332	350
放課後等デイサービス	人/月	計画	65	70	75
		実績	56	66	72
	人日/月	計画	975	1,050	1,125
		実績	846	1,000	962
保育所等訪問支援	人/月	計画	5	6	7
		実績	2	0	4
	人日/月	計画	10	12	14
		実績	3	0	4
居宅訪問型児童発達支援	人/月	計画	0	0	1
		実績	0	0	0
	人日/月	計画	0	0	5
		実績	0	0	0

サービスの名称			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童入所支援（福祉型）	人／月	計画	1	1	1
		実績	2	2	2
児童入所支援（医療型）	人／月	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
障害児相談支援	人／月	計画	40	42	45
		実績	62	60	47

※令和3、4年度は3月利用実績。令和5年度は9月利用実績。

（令和8年度までのサービス量の見込み）

種 類			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用児童数	人／月	35	35	35
	利用量	人日／月	333	333	333
放課後等デイサービス	利用児童数	人／月	81	82	83
	利用量	人日／月	1,231	1,246	1,262
保育所等訪問支援	利用児童数	人／月	2	2	2
	利用量	人日／月	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	人／月	0	0	0
	利用量	人日／月	0	0	0
児童入所支援（福祉型）	利用児童数	人／月	2	2	1
児童入所支援（医療型）	利用児童数	人／月	0	0	0
障害児相談支援	利用児童数	人／月	68	68	69

（2）見込量確保のための方策

サービスの利用者数は年々増加しております。それに伴い、サービス利用計画を作成する相談支援事業所及び相談支援専門員が不足しております。障がい児が必要な支援を受けることができるよう民間事業者の育成、事業実施を働きかけ、障がい児支援の充実を図っていきます。放課後等デイサービス事業所は、6カ所あり、児童発達支援事業については、3カ所となりました。身近な地域で就学前の専門的な療育を受けられるよう支援に努めます。

◇医療的ケア児等の支援

(1) 医療的ケアコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい児が増加していることから、医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるように、コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行います。

(第2期計画と令和5年度までの利用実績)

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの 配置人数	人/月	計画	1	1	1
		実績	1	1	1

(令和8年度までのサービス量の見込み)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人/月	1	1	1

今後もコーディネーターとして養成された、相談支援専門員を中心に、群馬県医療的ケア児支援センターや関係機関との連携を図ります。

(2) 医療的ケア児支援事業

導尿など、医療的ケアに対する訪問看護サービスは、居宅（自宅）への派遣が基本の医療サービスであるが、保育所、幼稚園への訪問看護派遣を障がい児事業として実施します。平成30年度から実施しています。

(第2期計画と令和5年度までの利用実績)

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア支援事業	人/月	計画	2	2	2
		実績	2	2	2

(令和8年度までのサービス量の見込み)

種 類			令和5年度	令和6年度	令和8年度
医療的ケア支援事業	利用児童数	人/月	2	2	2

対象となる障がい児が限定されるため、適正な利用のために保育所、幼稚園、訪問看護ステーションなど関係機関と連携を図ります。

第5章 計画の推進

(1) 推進体制の確立

玉村町障がい者総合支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

(2) 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めます。また、障害福祉計画の周知を図り、策定または変更する場合には、できる限り住民の意見を反映するよう努めます。

(3) 地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

(4) サービスの質の確保

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、町と契約を締結した事業者は、サービス提供者として苦情処理体制を整備するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

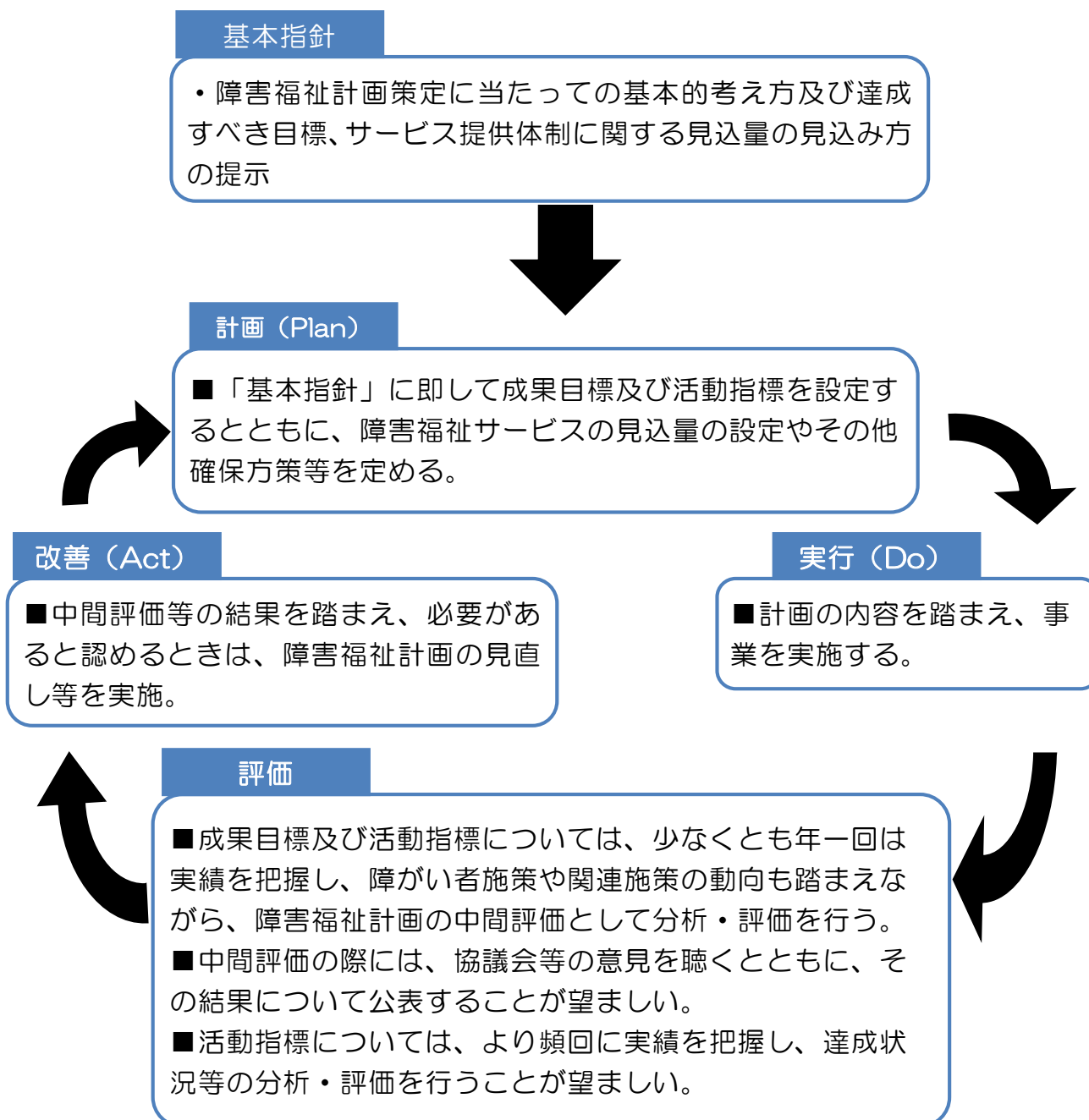
また、県の指定を受けた事業者についても、群馬県との連携を図り、質の確保に努めます。

(5) 計画達成状況の点検及び評価

年度ごとにPDCAサイクルにより計画を調査・分析を行い、結果に基づいて玉村町障がい者総合支援協議会で総合的な評価を実施します。評価に基づき、関係各機関と目標達成に向けた検討を実施します。

「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに活用されているマネジメント手法で「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです

(計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



計画策定の経過

	策定作業	会議等の開催
令和5年 5月	○現状把握	
6月	○施策等の検討	○総合支援協議会定例会にて計画策定説明
7月	○アンケート調査の内容検討	
8月		
9月	○基本方針・施策体系・行動計画の検討	
10月	○アンケート調査の実施	○総合支援協議会定例会及びにて計画策定状況
11月	○アンケート調査の結果集計	
12月	○アンケート調査の結果分析	○総合支援協議会定例会及びにて計画策定状況及びアンケート集計結果の説明
令和6年 1月	○基本方針・施策体系・行動計画の決定	
2月	○計画の素案作成	○総合支援協議会定例会及び全体会にて計画の素案提示 ○パブリックコメントの実施
3月	○第6次玉村町障害者福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定	

玉村町障がい者総合支援協議会名簿

（敬称略・順不同）

役 職	氏 名	所 属	備考
会 長	桐 渕 英 雄	(福)玉村町社会福祉協議会	
委 員	齋 藤 元	玉村町民生委員児童委員協議会	
委 員	小 柴 可 信	玉村町民生委員児童委員協議会	
委 員	高 橋 幸 伸	玉村町教育支援委員会	
委 員	藤 生 昌 彦	県立伊勢崎特別支援学校	
委 員	高 原 きよ美	伊勢崎保健福祉事務所	
委 員	滝 澤 由 美	障害者相談員	
委 員	坂 上 昌 美	心身障害者父母の会「野バラの会」	
委 員	小 川 悦 子	障がい者就業・生活支援センター メルシー	
委 員	石 川 典 子	角田病院	
委 員	岩 谷 孝 司	玉村町健康福祉課	
委 員	金 井 正 敏	県アドバイザー	
委 員	石 川 好 美	県アドバイザー	
事 務 局	澤 田 行 夫	玉村町障がい者（児）基幹相談 支援センター	
事 務 局	星 野 志 保	玉村町障がい者（児）基幹相談 支援センター	
事 務 局	山 森 佳 世	玉村町障がい者（児）基幹相談 支援センター	
事 務 局	石 原 尚 樹	玉村町健康福祉課障がい福祉係	

アンケート調査の概要

1. 調査目的

本計画の策定にあたり、障がい者福祉の現状や住民の要望・意見を把握し、計画に反映させるため、「玉村町障害者福祉計画アンケート調査」を実施しました。

2. 調査対象

1) 身体障がい者（児）調査

身体障害者手帳所持者より無作為に抽出 250人

2) 知的障がい者（児）調査

療育手帳所持者より無作為に抽出 50人

3) 精神障がい者（児）調査

精神障害者福祉手帳所持者より無作為に抽出 50人

4) 一般町民調査

20歳以上で住民基本台帳より無作為に抽出 300人

3. 調査方法調査期間

令和5年10月6日郵送配布・10月20日まで郵送回収

4. 回収状況

身体障がい者（児）調査 回収 143人（57.2%）

知的障がい者（児）調査 回収 34人（68.0%）

精神障がい者（児）調査 回収 28人（56.0%）

一般町民調査 回収 130人（43.3%）

アンケート送付者 合計 650人

内 回収者合計 335人（51.5%）

アンケート調査の結果

身体障がい者（児）アンケート結果

全体の76.2%が本人による回答でした。これは前回調査と比較すると1.0%増加しており、より本人が感じていることが反映されたアンケート結果であると考えられます。

回答者の90%以上が持ち家ですが、全体的に階段や段差に困っているという方が多くみられます。持ち家で住宅改造したいが資金がないという方には介護保険の住宅改修や、重度身体障害者（児）住宅改造費補助の制度をご案内していく必要があると考えられます。なお、借家で住宅改造ができないという方には、日常生活用具で提案する必要があります。

外出時の主な交通手段としては、自家用車（本人、家族の運転）が82.6%で、車社会であることが表れています。公共交通機関である、たまりん、バス、タクシーについては前回調査では0人となっていたが、今回はたまりん2人、バス1人、タクシー2人と公共交通の利用者が増えてきております。また、公共交通機関の充実を求める意見も多く、自家用車が運転できなくなった時が心配だと推測されます。外出の主な目的で最も割合が多い買い物は生活をする上で不可欠ですので、将来にわたって交通手段が確保できるよう、公共交通機関の効率的な発展が求められます。

災害時に困りそうなこととしては、安全なところまで迅速に避難できないという意見がありました。町では、災害時に家族などの支援者がおらず、自ら避難することが難しい高齢者、要介護者、障がい者等に対し、個別避難計画を作成しています。まだまだ個別避難計画の作成者は少ないため、さらに対象者の把握に努め、計画作成を進めていく必要があります。

障害福祉サービスについて、多くの方が知らないと回答しています。また、相談支援の中核的な役割を担う玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターですが、回答者の57.3%と半数以上が「知らない」と回答しています。適切に障がい福祉を必要とする人にサービスが届けられるよう、障がい福祉サービスの周知と合わせて、基幹相談支援センターの周知を徹底していく必要があります。

障がい者に対する一般住民の理解については、理解されている・少しは理解されている30.1%（前回調査24.1%）、理解されていない・あまり理解されていない27.3%（前回調査37.6%）となり、障がい者に対する理解が進んでる現状が見受けられます。今まで以上に学

校での障がいに関する教育や一般住民に対する障がい者への理解促進が必要となっています。

知的障がい者（児）アンケート結果

回答者は障がい特性から64.7%が親であり、年齢は18歳～39歳が最も多く55.9%、次いで7歳～17歳が20.6%となっており若い方が多い結果となっております。障がいの程度は軽度の方が最も多く、次いで重度の人でした。障がいの特性には先天的な特性であります。

住まいの状況は、持ち家が76.5%、家族構成は親と子どもが88.2%と最も高く、これはアンケートの記入者の多数が父母であることから、障がい者が子どもにあたるのではないかと考えられます。世帯の生計中心者は障がい者の親ですが、そのほとんどが勤労収入ですが、親の年金収入に頼っている世帯も約15%おり、記述意見にも見られるように、「親なき後」については、差し迫っている心配事となっております。地域で引き続き過ごすためにグループホームへの入居など、いずれにしろ親が元気なうちにお互いに心構えや宿泊体験等の備えが必要となっております。

障害サービスの利用等理解については、回答から概ね浸透しているようで、それぞれの状況に応じて利用していると考えられます。

災害時の対応としては、障がい特性から、救助を求めることやコミュニケーションが困難であることから一般の避難所での対応が心配されています。玉村町の障がい福祉施設では、障害福祉センターたんぽぽが福祉避難所に指定されています。また、避難が困難な人のために、個別避難計画の作成を進めていく必要があります。

日常生活に必要な介助は「外出」、ついで「お金の管理」で、主な介助者は父母であることと、「介助の必要がない」と回答した軽度の方でもトラブルを未然に防ぐ支援の構築は必要と考えられます。

障がい者に対する町民の理解の程度に関する回答は、「少しは理解されている」が前回調査の40.0%から17.6%と大幅に減少しており、知的障がいについては、障がい者に対する理解が深まっていないことが分かりました。町民の理解を浸透させるためには「学校教育できちんと障害に対する教育を実施することが有効である」との回答が前回の31.4%から36.2%と僅かですが多くなっています。これは調査ごとに増えているので、やはり学童期の成長段階からの教育が有効だといえます。今後も住民の理解をより高め、共生社会を築き上げる町づくりが必要です。

精神障がい者（児）アンケート結果

本人による回答が71.4%で、家族構成は親と子どもの世帯が半数を占め、生計の中心者の42.9%が父母でした。現在の主な介助者は配偶者と回答した人が25.0%でした。

現在の生活状況は、一人で自由に行動できる人は42.9%でした。外出での交通手段は、自家用車が殆どで、外出の主な目的は買い物や通院となっていました。外出する時に困っていることや必要なことについては、前回調査では特に困っていないと回答した人が18.8%でしたが、今回は30.0%と増加しています。困っていることや必要なことで一番多かったのが、バスなど公共交通機関の充実で、次に交通費の助成で、外出手段の充実が求められています。

就労状況については、全体として就労者の数が前回調査より減っています。仕事はできないが身の回りのことだけはしていると回答した人は35.7%と、最も多くなっています。働くための条件として、病気を理解し、疲労時に休暇のとれる職場や、相談、援助担当者のいる職場を望む人が多く、精神障がい者の人が働きやすい環境づくりが求められます。

話し相手や相談相手については、78.6%がいると答え、その約4割が家族で、次いで多かったのが、病院職員や相談支援事業所の職員でした。相談内容では、前は自分の病気や医療のことが最も多くありましたが、今回の調査では日常生活のことが最も多くなっています。玉村町障がい者（児）基幹相談支援センター等について知っているとは回答した人が少なく、障がい福祉サービスや相談窓口の周知を徹底していく必要があります。

身のまわりのことでやってもらいたいことは、家事（食事、掃除、洗濯）が27.9%と最も多く、いろいろな事務の手続きが2番目に多く25.6%、外出時の援助が23.3%と3番目に多くありました。いずれも、依然として意見が多く、今後も精神障がい者に対する、家事援助や外出支援などのホームヘルプサービスや、移動支援が必要です。

医療面については、通院者が85.7%いました。通院の手段として、自分で行くと家族が連れて行くが全体の80%以上で、自立支援医療費制度を受けている人は、89.3%でした。医療を受けるのに困っていることでは、医療費や家族への負担、緊急時の対応と回答する人が多くいました。今後も、緊急のときに対応してくれる精神科救急医療体制の充実や、自立支援医療費制度による医療費の助成を周知していく必要があると考えられます。

障がい者に対する一般住民の理解については、理解されている・少しは理解されている21.4%（前回調査17.9%）、理解されていない

い・あまり理解されていない32.1%（前回調査46.4%）となり、障がい者に対する理解がやや進んでいる現状が見受けられます。しかしながら、今まで以上に学校での障がいに関する教育や社会での一般住民に対する障がい者への理解促進が必要となっています。

一般町民アンケート結果

回答をした人は、10代～70代以上まで、各年代から広くいただきました。障がいを持つ人が困っていた場合には、97.7%（する34.6%、場合によってはする63.1%）の人が手助けをすると回答しています。また障がいを持つ人の問題については、68.5%の人は関心があり、30.8%の人が家族で障がいについて話し合ったことがあると回答しています。さらに、50%の人がボランティア活動について関心があると回答しているのに対し、86.2%の人が活動したことがないと回答し、活動したことがない理由として、「仕事や家事が忙しく時間がとれないから」31.7%、「活動したい気持ちはあるがきっかけがつかめないから」15.6%と回答しています。ボランティア活動の推進のためには、情報提供を充実させることが、参加を促す効果的な手段であると考えられます。一方、「時間がない」という人が多く、参加の意欲があっても時間がない町民に対しては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、企業・家庭・地域・行政の社会全体で進めていくことが必要であり、協働のまちづくりを推進していく上でも極めて重要です。

障がい者に対するイメージについては、「障がいといってもいろいろあり、人によって違うと思う」38.5%、「ふつうに接したいと頭ではわかっているが、どこか構えてしまう」22.3%、「交流がないので正直わからない」12.3%となっており、障がい者に対する理解促進のために今まで以上に学校での障がいに関する教育や社会での一般住民に対する周知、講演会の開催等が必要となっています。

また、玉村町は障がいをもつ人にとって住みやすい・やや住みやすいと回答した人が18.5%（前回調査16.7%）、やや住みにくい・住みにくいと回答した人が40.0%（前回調査33.4%）で、その理由としては、前回調査と同様に、「交通機関が利用しにくい」と回答した人が40.0%と最も多く、次いで、「買い物などが不便」25.4%、「道路の段差が多かったり、盲人用信号機が少ないなど外出しにくい」13.8%ありました。障がい者（児）が安全に通行できる歩行空間の確保に努めるとともに、公共交通機関等の充実が求められています。

玉村町障害者福祉計画アンケート調査結果（身体障がい者・児）

アンケート郵送数250通

回収数・・・143通

回収率・・・57.2%

ご記入くださるのはどなたですか

選択項目	人数	構成比
本人	109	76.2%
父・母	5	3.5%
夫、妻	20	14.0%
兄弟、姉妹	1	0.7%
子	6	4.2%
その他	0	0.0%
無回答	2	1.4%
計	143	100.0%

問1 年齢は何歳ですか

選択項目	人数	構成比
0歳～6歳	0	0.0%
7歳～17歳	1	0.7%
18歳～39歳	7	4.9%
40歳～64歳	25	17.5%
65歳～74歳	47	32.9%
75歳～	61	42.7%
無回答	2	1.4%
計	143	100.0%

問2 性別は

選択項目	人数	構成比
男	67	46.9%
女	76	53.1%
無回答	0	0.0%
計	143	100.0%

問3 障がいの内容は何ですか

選択項目	人数	構成比
視覚障がい	11	7.2%
聴覚または平衡機能障がい	8	5.3%
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい	5	3.3%
肢体不自由（上肢、下肢、体幹などの障がい）	69	45.4%
内部障がい（心臓、じん臓、肝臓、呼吸器等）	57	37.5%
無回答	2	1.3%
計	152	100.0%

問4 身体障害者手帳の等級をお尋ねします

選択項目	人数	構成比
1級	54	37.8%
2級	17	11.9%
3級	31	21.7%
4級	31	21.7%
5級	5	3.5%
6級	2	1.4%
無回答	3	2.1%
計	143	100.0%

問5 一緒に暮らしている家族はあなたを含めて何人ですか

選択項目	人数	構成比
1人	19	13.3%
2人	67	46.9%
3人	26	18.2%
4人	20	14.0%
5人以上	10	7.0%
無回答	1	0.7%
計	143	100.0%

問6 家族構成は

選択項目	人数	構成比
親と子ども	47	32.9%
夫婦のみ	60	42.0%
単身	15	10.5%
三世帯以上	13	9.1%
その他	5	3.5%
無回答	3	2.1%
計	143	100.0%

問7 世帯の生計の中心者はどなたですか

選択項目	人数	構成比
本人	67	46.9%
夫、妻	57	39.9%
父、母	8	5.6%
祖父、祖母	0	0.0%
子	8	5.6%
兄弟、姉妹	2	1.4%
その他	1	0.7%
無回答	0	0.0%
計	143	100.0%

問8 世帯の主な収入は何ですか

選択項目	人数	構成比
自営業収入	7	4.9%
勤労収入（正社員）	29	20.3%
勤労収入（臨時雇用、パート等）	11	7.7%
障害年金	9	6.3%
年金（障害年金除く）、恩給	78	54.5%
手当（特別障害者手当など）	0	0.0%
生活保護	1	0.7%
仕送り	0	0.0%
財産収入（家賃、地代、利子等）	1	0.7%
その他	6	4.2%
無回答	1	0.7%
計	143	100.0%

問9 住居の状況はどうなっていますか

選択項目	人数	構成比
持ち家	134	93.7%
賃貸住宅（アパート）	7	4.9%
社宅、寮、シェアハウス	0	0.0%
その他	1	0.7%
無回答	1	0.7%
計	143	100.0%

問10 住宅で改善したいことや困っていることはありますか

選択項目	人数	構成比
困っていることはない	68	42.5%
今の家が障がい者に配慮した作りになっていない	33	20.6%
転居したいが配慮した住宅がない	2	1.3%
立ち退きを求められている	1	0.6%
住宅改造したいが資金がない、借りられない	14	8.8%
住宅改造したいが改造内容などを相談するところがない	7	4.4%
家賃やローンの負担が大きい	9	5.6%
その他	3	1.9%
無回答	23	14.4%
計	160	100.0%

問11 本人が未就学（学校へ通う前）の方は、どう過ごしていますか

選択項目	人数	構成比
保育所・幼稚園	1	0.7%
通園施設	0	0.0%
自宅	2	1.4%
その他	3	2.1%
無回答	137	95.8%
計	143	100.0%

問12 本人が義務教育期間の方は、どう過ごしていますか

選択項目	人数	構成比
公立学校の普通学級	1	0.7%
公立学校の特別支援学級	27	18.9%
小、中の特別支援学校、盲学校	0	0.0%
ろう学校	10	7.0%
自宅訪問教育	29	20.3%
その他	5	3.5%
無回答	71	49.7%
計	143	100.0%

問13 本人が義務教育期間を過ぎた人は、どう過ごしていますか

選択項目	人数	構成比
何らかの教育を受けている	1	0.7%
仕事についている	27	18.9%
施設入所	0	0.0%
福祉サービス系利用	10	7.0%
在宅	29	20.3%
その他	5	3.5%
無回答	71	49.7%
計	143	100.0%

問14 問13で、①を選んだ方はどこで教育を受けていますか

選択項目	人数	構成比
高校	0	0.0%
養護学校、盲学校、ろう学校の高等部	1	100.0%
大学・短大・専修学校	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	1	100.0%

問15 問13で、②を選んだ方に伺います（仕事の状況）

選択項目	人数	構成比
勤めている（常勤）	9	33.3%
勤めている（パート・アルバイト）	9	33.3%
自営業（事業経営・個人商店）	6	22.2%
自営業（農林業）	1	3.7%
自由業	1	3.7%
その他	0	0.0%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

問16 職場や学校で困っていること、困っていたことはありますか

選択項目	人数	構成比
特に困っていることはない	34	22.4%
仕事または学校が自分に向いていない	1	0.7%
障がいと障がい者に対して職場や学校での理解が足りない	7	4.6%
トイレなど職場や学校の設備が障がい者に配慮されていない	3	2.0%
通勤、通学が大変	3	2.0%
賃金が低い、授業料が高い	8	5.3%
労働時間、授業時間が長い	2	1.3%
その他	9	5.9%
無回答	85	55.9%
計	152	100.0%

問17 生活行動の状態はどうでしょうか

選択項目	人数	構成比
一人で自由に行動できる	68	47.6%
一人で自宅周辺を外出できる	24	16.8%
誰かとなら一緒に外出できる	38	26.6%
家から出られない	7	4.9%
その他	1	0.7%
無回答	5	3.5%
計	143	100.0%

問18 外出するときの主な交通手段は何ですか

選択項目	人数	構成比
自家用車（自分で運転）	67	46.9%
自家用車（家族等が運転）	51	35.7%
たまりん	2	1.4%
バス	1	0.7%
JR	2	1.4%
タクシー	3	2.1%
原付自転車、バイク	1	0.7%
徒歩、自転車	6	4.2%
車いす	0	0.0%
外出しない	4	2.8%
その他	3	2.1%
無回答	3	2.1%
計	143	100.0%

問19 外出の主な目的は何ですか

選択項目	人数	構成比
仕事、学校（通勤、通学）	29	10.8%
福祉施設（通所）	10	3.7%
治療、リハビリ（通院）	74	27.5%
買い物	94	34.9%
娯楽、レクリエーション	18	6.7%
散歩	19	7.1%
地域の行事	9	3.3%
旅行	6	2.2%
その他	5	1.9%
無回答	5	1.9%
計	269	100.0%

問20 外出する時に困ることはありますか

選択項目	人数	構成比
特に困っていない	69	40.8%
交通手段がない	31	18.3%
建物や歩道に段差があり移動しにくい	26	15.4%
付き添ってくれる人がいない	8	4.7%
障がい者用のトイレがない	8	4.7%
点字表示、音声案内等少ない	4	2.4%
施設の駐車場が少ない	10	5.9%
手話ができる人少ない	0	0.0%
その他	4	2.4%
無回答	9	5.3%
計	169	100.0%

問21 現在町内で不便を感じている施設はありますか

選択項目	人数	構成比
特にない	86	47.0%
役場	14	7.7%
役場を除く官公署	1	0.5%
銀行、郵便局	12	6.6%
スーパー、コンビニ、レストラン	15	8.2%
病院	22	12.0%
文化センター	3	1.6%
図書館	4	2.2%
社会体育館	1	0.5%
老人福祉センター	2	1.1%
学校	0	0.0%
障害者福祉センター	1	0.5%
その他	5	2.7%
無回答	17	9.3%
計	183	100.0%

問22 障がい者が外出する時に必要なことは何だと思いますか

選択項目	人数	構成比
特に必要なことはない（現状で良い）	34	10.5%
バスなどの公共交通機関の充実	48	14.8%
福祉タクシー等の移送サービスの充実	66	20.3%
建物の段差の解消やエレベータの設置	36	11.1%
歩道の拡幅や段差の解消	27	8.3%
視覚障がい者のための音声誘導信号機の充実	5	1.5%
点字ブロックの充実	0	0.0%
建物や公園の障がい者対応トイレの設置	21	6.5%
施設、道路ガイドマップ	3	0.9%
音声増幅付き公衆電話	0	0.0%
ファックス付き公衆電話	0	0.0%
案内表示やアナウンス	8	2.5%
緊急時シグナル、警報装置	5	1.5%
歩行訓練、点字、手話等の講習会	2	0.6%
交通マナー、ルールの啓発、啓蒙	6	1.8%
障がい者対応マーク、点字	6	1.8%
福祉教育の充実	3	0.9%
ホームヘルパー、ガイドヘルパー	10	3.1%
手話通訳者、要約筆記者	3	0.9%
交通費の助成	18	5.5%
ボランティアの拡大	3	0.9%
車イス、補聴器、盲導犬その他の歩行補助具	9	2.8%
わからない	3	0.9%
その他	3	0.9%
無回答	6	1.8%
計	325	100.0%

問23 災害時に困りそうなことはありますか

選択項目	人数	構成比
特に困ることはない	36	15.6%
救助を求めることができない又は、求めても来てくれる人がいない	13	5.6%
安全なところまで迅速に避難できない	62	26.8%
周囲の人とのコミュニケーションがとれない	14	6.1%
被害状況、避難場所、物資の収集等の情報が入手できない	20	8.7%
避難場所で十分に介助してくれる人がいない	12	5.2%
投薬や治療を受けることが困難	43	18.6%
補装具の使用が困難	2	0.9%
補装具や日常生活用具の入手が困難	16	6.9%
その他	3	1.3%
無回答	10	4.3%
計	231	100.0%

問24 災害時の対策を立てていますか

選択項目	人数	構成比
家族などと避難方法や連絡方法を 決めている	36	18.4%
地域の人などと避難方法を決めて いる	1	0.5%
ボランティアの人に手助けを頼ん である	4	2.0%
近所の人に手助けを頼んである	7	3.6%
食料や水などの防災用品を備蓄し ている	33	16.8%
避難場所がわかる	28	14.3%
特に対策は立てていない	72	36.7%
その他	3	1.5%
無回答	12	6.1%
計	196	100.0%

問25 (1) -ア 玉村町障がい者(児) 基幹相談支援センター

選択項目	人数	構成比
知っている	45	31.5%
知らない	82	57.3%
無回答	16	11.2%
計	143	100.0%

問25 (1) -イ 玉村町障がい者(児) 基幹相談支援センター

選択項目	人数	構成比
利用している	11	7.7%
今後利用したい	28	19.6%
利用したくない	3	2.1%
わからない	55	38.5%
無回答	46	32.2%
計	143	100.0%

問25 (2) -ア 日常生活用具の給付(ストマなど)

選択項目	人数	構成比
知っている	44	30.8%
知らない	85	59.4%
無回答	14	9.8%
計	143	100.0%

問25 (2) -イ 日常生活用具の給付(ストマなど)

選択項目	人数	構成比
利用している	18	12.6%
今後利用したい	22	15.4%
利用したくない	1	0.7%
わからない	49	34.3%
無回答	53	37.1%
計	143	100.0%

問25 (3) -ア 補装具の交付・修理(車いすや補聴器・義足などの購入・修理)

選択項目	人数	構成比
知っている	56	39.2%
知らない	72	50.3%
無回答	15	10.5%
計	143	100.0%

問25 (3) -イ 補装具の交付・修理(車いすや補聴器・義足などの購入・修理)

選択項目	人数	構成比
利用している	24	16.8%
今後利用したい	27	18.9%
利用したくない	0	0.0%
分からない	38	26.6%
無回答	54	37.8%
計	143	100.0%

問25 (4) -ア 有料道路の割引

選択項目	人数	構成比
知っている	100	69.9%
知らない	36	25.2%
無回答	7	4.9%
計	143	100.0%

問25 (4) -イ 有料道路の割引

選択項目	人数	構成比
利用している	51	35.7%
今後利用したい	25	17.5%
利用したくない	4	2.8%
分からない	18	12.6%
無回答	45	31.5%
計	143	100.0%

問25 (5) -ア 自動車税・軽自動車税の減免

選択項目	人数	構成比
知っている	102	71.3%
知らない	32	22.4%
無回答	9	6.3%
計	143	100.0%

問25 (5) -イ 自動車税・軽自動車税の減免

選択項目	人数	構成比
利用している	60	42.0%
今後利用したい	18	12.6%
利用したくない	1	0.7%
分からない	16	11.2%
無回答	48	33.6%
計	143	100.0%

問25 (6) 上記サービス他利用してるサービスについて

選択項目	人数	構成比
記述あり	8	5.6%
無回答	135	94.4%
計	143	100.0%

意見等
NHK無料
公共施設の割引
自動車税になっていない。減免にしてほしい。
NHK割引
NHK、タクシー10%引き、病院無料
移動支援サービス
障がい者用駐車スペース、タクシーの障がい者割引
玉村町は、施設や病院に行く時も、自動車で本人や介護者が自動車なしでは実際成り立たない部分もあります。管轄は違いがありますが、重量税の減免やガソリン補助などあるとすごく助かります。

問26 日常生活の中で必要な介助はありますか

選択項目	人数	構成比
食事	12	5.3%
トイレ	13	5.7%
入浴	23	10.1%
洗面	7	3.1%
着替え	16	7.0%
家の中の移動	11	4.8%
外出	38	16.7%
お金の管理	13	5.7%
特になし	79	34.8%
その他	2	0.9%
無回答	13	5.7%
計	227	100.0%

問27 現在の主な介助者はどなたですか

選択項目	人数	構成比
父、母	6	4.2%
夫、妻	58	40.6%
子、子の夫、子の妻	18	12.6%
祖父、祖母	0	0.0%
兄弟、姉妹	5	3.5%
その他の家族、親戚	1	0.7%
友だち、仲間	0	0.0%
ホームヘルパー	2	1.4%
ボランティア	0	0.0%
誰もいない	5	3.5%
介助の必要がない	35	24.5%
その他	1	0.7%
無回答	12	8.4%
計	143	100.0%

問28 介助者に対して困っていることはありますか

選択項目	人数	構成比
介助者が介助の方法が分からない	1	0.7%
交代できる介助者がいない	20	14.0%
介護者の精神的、肉体的負担が大きい	18	12.6%
介護者の経済的負担が大きい	5	3.5%
特になし	71	49.7%
その他	1	0.7%
無回答	27	18.9%
計	143	100.0%

問29 スポーツや文化活動等の社会活動を行っていますか

選択項目	人数	構成比
現在行っている	17	11.9%
現在は行っていないが過去に行ったことがある	24	16.8%
行ったことはないが興味はある	24	16.8%
行ったことはないし興味もない	60	42.0%
無回答	18	12.6%
計	143	100.0%

問30 障がいを持つ方の福祉団体（患者・保護者会など）に加入していますか

選択項目	人数	構成比
加入している	5	3.5%
加入していない	124	86.7%
無回答	14	9.8%
計	143	100.0%

問31 社会活動を行う際に不便なこと、妨げになることはありますか

選択項目	人数	構成比
特に不便や妨げは感じない	31	13.7%
どのような活動が行われているのかわからない	48	21.2%
障がいのある人が利用しやすい施設、設備が整っていない	7	3.1%
気軽に参加できるものが少ない	13	5.8%
同行の友人、仲間がいない	13	5.8%
費用や手間がかかる	9	4.0%
家庭の事情（病人、家事、仕事等）がある	10	4.4%
健康や体力に自信がない（障がい、高齢等のため）	59	26.1%
参加したくなるようなものがない	17	7.5%
過去に参加したが期待はずれだった	2	0.9%
その他	2	0.9%
無回答	15	6.6%
計	226	100.0%

問32 興味のある、又は参加したいと思う社会活動はありますか

選択項目	人数	構成比
文化的趣味	23	12.9%
健康、スポーツ	15	8.4%
生産、就業	10	5.6%
教育、文化	15	8.4%
生活環境の改善	4	2.2%
安全管理	3	1.7%
福祉活動	6	3.4%
地域行事	7	3.9%
特になし	68	38.2%
その他	3	1.7%
無回答	24	13.5%
計	178	100.0%

問33 生活に際して知りたい情報はありますか

選択項目	人数	構成比
公共施設、公園、行楽地等の設備の状況	15	6.5%
町内会や地域活動などの活動内容	6	2.6%
催し物や講座、教室などの開催状況	13	5.6%
障がい者の仕事を紹介するところやその内容	15	6.5%
福祉施設の内容や受けられるサービス	30	12.9%
生活や医療などの相談窓口	19	8.2%
援助や補助などの福祉の制度	39	16.8%
病院の内容や状況	15	6.5%
日常生活を助けてくれるホームヘルパーやボランティアの内容	19	8.2%
特になし	47	20.3%
その他	0	0.0%
無回答	14	6.0%
計	232	100.0%

問34 障がい者に対する町民の理解は、どの程度だと思われませんか

選択項目	人数	構成比
理解されている	8	5.6%
少しは理解されている	35	24.5%
あまり理解されていない	24	16.8%
理解されていない	15	10.5%
どちらともいえない	42	29.4%
無回答	19	13.3%
計	143	100.0%

問35 障がい者に対する町民の理解を浸透させるためにはどうしたらよいと思いますか

選択項目	人数	構成比
スポーツ、レクリエーション、文化活動など地域の人々との交流	30	14.2%
町民や企業を対象とした講演会や研修会の実施	27	12.8%
ボランティアの育成	22	10.4%
障がい者自身が積極的に社会に参加する	25	11.8%
学校での障がいに関する教育	37	17.5%
「福祉週間」や「障害者の日」などのPR	20	9.5%
その他	10	4.7%
無回答	40	19.0%
計	211	100.0%

問36 近所付き合いの状況はどうか

選択項目	人数	構成比
付き合いがかなり強い	6	4.2%
付き合いが強い	29	20.3%
ほとんど付き合いはない	74	51.7%
まったく付き合いはない	17	11.9%
無回答	17	11.9%
計	143	100.0%

問37 ボランティア活動について知っていますか

選択項目	人数	構成比
直接協力を受けている	2	1.4%
周りでは活動があることを知っている	20	14.0%
聞いたことはある	28	19.6%
ほとんど知らない	76	53.1%
その他	3	2.1%
無回答	14	9.8%
計	143	100.0%

問38 ボランティアが必要なきときはどのようなときですか

選択項目	人数	構成比
外出の時の付き添い	22	12.8%
外出時の留守番	1	0.6%
買い物の手伝い	17	9.9%
レクリエーションなどの付き添い	3	1.7%
料理、洗濯、掃除の手伝い	10	5.8%
育児の手伝い	0	0.0%
入浴の介助	1	0.6%
家や庭の手入れ	29	16.9%
手話通訳、要約筆記	2	1.2%
必要ない	62	36.0%
その他	4	2.3%
無回答	21	12.2%
計	172	100.0%

問39 障がい者にとって住みよいまちをつくるためには、今後どのようなことが重要だと思いますか

選択項目	人数	構成比
福祉教育や広報などによる一般住民に対する障がい者への理解促進	46	10.0%
障がい者と住民がふれあう機会や場の確保	18	3.9%
障がいの予防と早期発見・早期治療	18	3.9%
専門的な医療機関の確保	24	5.2%
救急医療体制の充実	23	5.0%
医療費の軽減（医療費の公費による援助）	51	11.1%
働く場の確保	22	4.8%
就労移行支援や就労継続事業所の整備	11	2.4%
ハローワークの充実	5	1.1%
公共交通の充実	41	9.0%
道路の段差解消やバリアフリー化の推進	33	7.2%
相談機能の充実	19	4.1%
サービス利用手続きの簡素化・スピード化	21	4.6%
ホームヘルプサービスの充実	9	2.0%
ショートステイ（緊急時の一時入所）の充実	17	3.7%
デイケアの充実	6	1.3%
児童発達支援や放課後等デイサービスの充実	0	0.0%
通所施設（生活介護、自立支援）の充実	10	2.2%
グループホームの整備	5	1.1%
手当などの経済的援助の充実	37	8.1%
社会福祉の専門的な人材の確保・養成	8	1.7%
社会適応訓練の充実	2	0.4%
ボランティアの育成	9	2.0%
スポーツや文化的趣味（陶芸・絵画・編み物等）への参加促進	5	1.1%
その他	2	0.4%
無回答	16	3.5%
計	458	100.0%

玉村町の障がい者（児）福祉に関するご意見がありましたら、ご自由にお書きください

選択項目	人数	構成比
記述有り	27	18.9%
無回答	116	81.1%
計	143	100.0%

自由記述

意見等
障がいを持ったものにしかわからない痛み悲しみがあ る。素直な気持ちで受け取れず、心が曲がることも時々 あると思う。でも世の中の人たちは親切で優しさもたく さん持っている人が多く、生きていくうえで愛情も感じ て、捨てたものではないと感じてこの玉村が好きだ。あ りがとう。よろしく。
アンケートの調査の方法について、重度・中度・軽度別 に調査できたら細かい内容がわかるかな？
私は何も不自由していません。書こうと思って何も書 けないです。何を書いていいかわかりません。
今現在はまだ動けますが、この先生活が苦しくなった 時、ヘルパーさんの手伝いや病院までの行き帰りの不便 を感じてきます。福祉タクシーではなく、普通のタク シーの無料券が欲しいです。
障害者手当というのは大変ありがたいと思います。
特別施設に入所したいが年金だけでは入所できないので 無理だが家にいる。家族に迷惑をかけたくない。何のた めに高い保険料を払っているのかわからない。
障がい者の福祉と名ばかりで具体的にどんなサービスが あるのかわからない。福祉情報マップ等作成し各自に配 布してもらえないだろうか？身体障がい者福祉社会の活 動等あるのか？社会福祉協議会との関係は？わかりませ ん。
不安になる日々が増えてきました。お世話になる日も増 える今後宜しくお願い致します。
玉村町は障がい者にとって暮らしにくい街だと思います。
障がい者になってしまったらなおらないので医療費だけ でも軽減できるか無料にしてほしい、たすけてほしい！ お願いします。
私は軽度の障がい者ですので、自分のことや周りのこと などは出来ます。でもやがて、不自由な面も出てくる と思いますので、今よりも生活しやすい環境になると良い と思います。
現在主人と二人暮らしですが何不自由なく幸せに暮ら しています。町内に長男家族、長女。
医療費の援助、福祉施設の援助費用
昔は角刈で障がい者のパーベキューがありました。が今 は障がい者は何もない。年金は上がるどころか下がる だけです。それに年金手帳持っていない人で病院に行 って診断書を書いてもらい年金をもらっている人もいま す。今はどこも悪くないのに障がい年金をもらっているの はおかしい。
難病指定の視覚障害なのに、毎年保育所の更新、学童申 込の際、病院で傷病証明書ももらいに隣町まで行かなく てはならず大変です。障害者手帳2級、病名を調べれば 悪化傾向にあるのはあきらかなので、手帳のコピーで今 後対応してほしい。
雇用の確保

自由記述

意見等
障がい者と言われるが4級では何らのメリットなし。4 日に一度交換している補聴器の電池でさえ購入時に補助 なし。（ポケット型の補聴器でない）と電池購入時の補助 はないと役場で笑われた。これって障がい者に対する差 別ではないですか？
障害手帳（2級）を持っているのに家族の収入合算で福 祉医療を切られた。玉村町からは福祉医療がなくなった 通知が来ただけで、その後どうしたらいいかのアドバ イスもなかった。ほかの公共機関の方よりアドバイスを いただき、役場へ相談したところ「世帯分離を…」とい う話になったが、なぜ玉村町からそういう有意義なアド バイスが出なかったのか？私達は通知が来たら受け入れ るしかないと思っていたので、相談できる場所も知らな い。アンケートをやるならそういう所から直してほしい。
施設、病院、スーパー等停留所を増やしたタクシーよりた まりんを増やしてほしい。タクシー券では料金が高く病 院等使いきれない(リハビリは回数が多いため)現在のた まりんでは余り意味がないと思う。
充実していると思います。
役場の車椅子の整備が不十分で使いづらい。
私は障がい者になったのが22歳の時です、時代はバブ ル期、小学四年生の時に病気になる、時代も今とは障が い者の扱いや、情報量も人づてであったり、全く違いま す。乙武さんやSDGS団体など障がい者の誤解を与える だけの事もあります。でも、玉村町の福祉のおかげで今 も生きています。感謝しています。今はスピードがもの すごく早くて、けれど地に足がつかないのも福祉の 大変難しいところでもあります。財政の問題も目を背け たくありませんが、また来期、また来期では変わらませ ん。私は小・中学校の教育で、福祉問題特に若い人の障 がいについて少しでも理解を自然な物としていくことが この先をも支えると思います。何にでも、障がい者は人間 あるものです。給食の野菜や牛乳が嫌だ、それも自分 の中では障がいなのかもしれません。本当に人間、いつか は車いすに乗り、介助も受けます。もっと、いつか来る ことが今なんだね、と意識が変わればと思います。
町独自の助成金などが必要。通院費の軽減負担（有料道 路の半額だけでも足りない）
たまりんが近くにあっても朝の便、フレッセイ、角田、 道の駅などの利用が出来ない。（役場のみ）
具合が悪くても、他に人がいる場合は何もしてくれな い。掃除は2回して頂きました。買い物も行った事が無 いです。アンケートを取っても、それが活かされるの か？
補聴器を両耳軽減してほしいです。
長女の私が代筆ですが、ケアマネージャーさんの方から 持っている情報をどんどん提供してほしい。先を見て動 いていただきたいです。ケアマネさんによってまったく 違う扱いとも聞きますので、もう少し質の向上をお願い したいです。

玉村町障害者福祉計画アンケート調査結果（知的障がい者・児）

アンケート郵送数50通

回収数・・・34通

回収率・・・68%

ご記入くださるのとはどなたですか

選択項目	人数	構成比
本人	8	23.5%
父、母	22	64.7%
夫、妻	0	0.0%
兄弟、姉妹	1	2.9%
子	1	2.9%
その他	1	2.9%
無回答	1	2.9%
計	34	100.0%

問1 年齢は何歳ですか

選択項目	人数	構成比
0歳～6歳	1	2.9%
7歳～17歳	7	20.6%
18歳～39歳	19	55.9%
40歳～64歳	6	17.6%
65歳以上	1	2.9%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問2 性別は

選択項目	人数	構成比
男	26	76.5%
女	8	23.5%
どちらにもあてはまらない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問3 療育手帳の等級をお尋ねします

選択項目	人数	構成比
A1	5	14.7%
A2	5	14.7%
A3	0	0.0%
B1	4	11.8%
B2	15	44.1%
A重	2	5.9%
A中	0	0.0%
B中	0	0.0%
B軽	1	2.9%
無回答	2	5.9%
計	34	100.0%

問4 一緒に暮らしている家族はあなたを含めて何人ですか

選択項目	人数	構成比
1人	0	0.0%
2人	3	8.8%
3人	9	26.5%
4人	15	44.1%
5人以上	7	20.6%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問5 家族構成は

選択項目	人数	構成比
親と子ども	30	88.2%
夫婦のみ	0	0.0%
单身	1	2.9%
三世以上	1	2.9%
その他	2	5.9%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問6 世帯の主な収入は何ですか

選択項目	人数	構成比
自営業収入	0	0.0%
勤労収入（正社員）	18	52.9%
勤労収入（臨時、パート）	7	20.6%
障害年金	4	11.8%
年金（障害年金除く）、恩給	5	14.7%
手当（特別障害者手当など）	0	0.0%
生活保護	0	0.0%
仕送り	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問7 住居の状況はどうなっていますか

選択項目	人数	構成比
持ち家	26	76.5%
賃貸住宅（アパート等）	5	14.7%
社宅、寮、シェアハウス	0	0.0%
その他	3	8.8%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問8 本人が未就学の人は、どう過ごしていますか

選択項目	人数	構成比
保育所・幼稚園	5	14.7%
通園施設	0	0.0%
自宅	3	8.8%
その他	0	0.0%
無回答	26	76.5%
計	34	100.0%

問9 本人が義務教育期間の人は、どう過ごしていますか

選択項目	人数	構成比
公立学校の普通学級	7	20.6%
公立学校の特別支援学級	5	14.7%
小、中の特別支援学校、盲学校、ろう学校	2	5.9%
自宅訪問教育	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	20	58.8%
計	34	100.0%

問10 本人が義務教育期間を過ぎた人は、どう過ごしていますか

選択項目	人数	構成比
何らかの教育を受けている	2	5.9%
仕事についている	11	32.4%
施設入所	0	0.0%
福祉サービスを利用（介護保険含む）	8	23.5%
在宅	4	11.8%
その他	1	2.9%
無回答	8	23.5%
計	34	100.0%

問11 問10で、①を選んだ人はどこで教育を受けていますか

選択項目	人数	構成比
高校	0	0.0%
特別支援学校、盲学校、ろう学校の高等部	2	100.0%
大学・短大・専修学校	0	0.0%
職業訓練校	0	0.0%
通信教育	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	2	100.0%

問12 問10で、②を選んだ人に伺います（仕事の状況）

選択項目	人数	構成比
勤めている（常勤）	2	18.2%
勤めている（パート・アルバイトなど）	6	54.5%
自営業（事業経営・個人商店など）	0	0.0%
自営業（農林業など）	0	0.0%
福祉施設等（就労移行、就労継続など）	2	18.2%
その他	1	9.1%
無回答	0	0.0%
計	11	100.0%

問13 職場や学校で困っていること、困っていたことはありますか

選択項目	人数	構成比
特に困っていることはない	14	33.3%
仕事または学校が自分に向いていない	4	9.5%
障がいと障がい者に対して職場や学校での理解が足りない	6	14.3%
トイレなど職場や学校の設備が障がい者に配慮されていない	0	0.0%
通勤、通学が大変	4	9.5%
賃金が低い、授業料が高い	5	11.9%
労働時間、授業時間が長い	1	2.4%
その他	2	4.8%
無回答	6	14.3%
計	42	100.0%

問14 仕事をしていない方は、その主な理由は何ですか

選択項目	人数	構成比
障がいのため	5	14.7%
病気のため	2	5.9%
高齢のため	1	2.9%
家事をしているため	0	0.0%
自分にあった仕事がないため	0	0.0%
理解のある職場がないため	1	2.9%
通勤が難しいため	0	0.0%
就業をしたいが相談するところがない	0	0.0%
その他	1	2.9%
無回答	24	70.6%
計	34	100.0%

問15 生活行動の状態はどうでしょうか

選択項目	人数	構成比
一人で自由に行動できる	12	35.3%
一人では自宅周辺に限られる	1	2.9%
誰かと一緒なら外出できる	19	55.9%
家から出られない	0	0.0%
その他	2	5.9%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問16 外出するときの主な交通手段は何ですか

選択項目	人数	構成比
自家用車（自分で運転）	3	8.8%
自家用車（家族等が運転）	18	52.9%
たまりん	0	0.0%
バス	0	0.0%
JR	0	0.0%
タクシー	0	0.0%
原付自転車、バイク	0	0.0%
徒歩、自転車	13	38.2%
車いす	0	0.0%
外出しない	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問17 外出の主な目的は何ですか

選択項目	人数	構成比
仕事、学校（通勤、通学）	16	19.8%
福祉施設（通所）	10	12.3%
治療、リハビリ（通院）	9	11.1%
買い物	25	30.9%
娯楽、レクリエーション	5	6.2%
散歩	10	12.3%
地域の行事	0	0.0%
旅行	3	3.7%
その他	3	3.7%
無回答	0	0.0%
計	81	100.0%

問18 外出する時に困ることはありますか

選択項目	人数	構成比
特に困っていない	23	65.7%
交通手段がない	4	11.4%
建物や歩道に段差があり移動しにくい	0	0.0%
付き添ってくれる人がいない	1	2.9%
車椅子用のトイレが少ない	0	0.0%
点字表示、音声案内を含め、案内表示が少ない	0	0.0%
施設の駐車場が少ない	0	0.0%
手話のできる人が少ない	1	2.9%
その他	2	5.7%
無回答	4	11.4%
計	35	100.0%

問19 あなたが現在町内で不便を感じている施設はありますか

選択項目	人数	構成比
特にない	24	60.0%
役場	3	7.5%
役場を除く官公署	2	5.0%
銀行、郵便局	1	2.5%
スーパー、コンビニ、レストラン	3	7.5%
病院	5	12.5%
文化センター	0	0.0%
図書館	0	0.0%
社会体育館	0	0.0%
老人福祉センター	0	0.0%
学校	0	0.0%
障害者福祉センター	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	2	5.0%
計	40	100.0%

問20 障がい者が外出する時に必要なことは何だとお思いますか

選択項目	人数	構成比
特に必要なことはない（現状で良い）	8	10.5%
バスなどの公共交通機関の充実	12	15.8%
福祉タクシー等の移送サービスの充実	12	15.8%
建物の段差の解消やエレベータの設置	0	0.0%
歩道の拡幅や段差の解消	7	9.2%
視覚障がい者のための音声誘導信号機の充実	0	0.0%
点字ブロックの充実	0	0.0%
建物や公園の障がい者対応トイレの設置	3	3.9%
施設、道路ガイドマップ	2	2.6%
音声増幅付き公衆電話	0	0.0%
ファックス付き公衆電話	1	1.3%
案内表示やアナウンス	2	2.6%
緊急時シグナル、警報装置	0	0.0%
歩行訓練、点字、手話等の講習会	0	0.0%
交通マナー、ルールの啓発、啓蒙	1	1.3%
障がい者対応マーク、点字	0	0.0%
福祉教育の充実	8	10.5%
ホームヘルパー、ガイドヘルパー	9	11.8%
手話通訳者、要約筆記者	1	1.3%
交通費の助成	4	5.3%
ボランティアの拡大	4	5.3%
車イス、補聴器、盲導犬その他の歩行補助具	0	0.0%
分からない	1	1.3%
その他	0	0.0%
無回答	1	1.3%
計	76	100.0%

問21 災害時に困りそうなことはありますか

選択項目	人数	構成比
特に困ることはない	7	10.4%
救助を求めることができない又は、求めても来てくれる人がいない	9	13.4%
安全なところまで迅速に避難できない	13	19.4%
周囲の人とのコミュニケーションがとれない	18	26.9%
被害状況、避難場所、物資の支給等の情報が入手できない	5	7.5%
避難場所で十分に介助してくれる人がいない	5	7.5%
投薬や治療を受けることが困難	4	6.0%
補装具の使用が困難	3	4.5%
補装具や日常生活用具の入手が困難	0	0.0%
その他	3	4.5%
無回答	0	0.0%
計	67	100.0%

問22 災害時の対策を立てていますか

選択項目	人数	構成比
家族などと避難方法や連絡方法を決めている	8	17.0%
地域の人などと避難方法決めている	1	2.1%
ボランティアの人に手助けを頼んである	0	0.0%
近所の人に手助けを頼んである	0	0.0%
食料や水などの防災用品を備蓄している	14	29.8%
避難場所がわかる	8	17.0%
特に対策は立てていない	14	29.8%
その他	2	4.3%
無回答	0	0.0%
計	47	100.0%

問23(1) -ア 玉村町障がい者(児)基幹相談支援センター

選択項目	人数	構成比
知っている	19	55.9%
知らない	15	44.1%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問23(1) -イ 玉村町障がい者(児)基幹相談支援センター

選択項目	人数	構成比
利用している	10	29.4%
今後利用したい	10	29.4%
利用したくない	1	2.9%
分からない	11	32.4%
無回答	2	5.9%
計	34	100.0%

問23(2) -ア 有料道路通行料の割引

選択項目	人数	構成比
知っている	23	67.6%
知らない	10	29.4%
無回答	1	2.9%
計	34	100.0%

問23(2) -イ 有料道路通行料の割引

選択項目	人数	構成比
利用している	9	26.5%
今後利用したい	8	23.5%
利用したくない	1	2.9%
分からない	12	35.3%
無回答	4	11.8%
計	34	100.0%

問23(3) -ア 自動車税・軽自動車税の減免

選択項目	人数	構成比
知っている	22	64.7%
知らない	12	35.3%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問23(3) -イ 自動車税・軽自動車税の減免

選択項目	人数	構成比
利用している	14	41.2%
今後利用したい	5	14.7%
利用したくない	1	2.9%
分からない	9	26.5%
無回答	5	14.7%
計	34	100.0%

問23(4) -ア 障害児福祉手当・特別障害者手当

選択項目	人数	構成比
知っている	24	70.6%
知らない	8	23.5%
無回答	2	5.9%
計	34	100.0%

問23(4) -イ 障害児福祉手当・特別障害者手当

選択項目	人数	構成比
利用している	14	41.2%
今後利用したい	4	11.8%
利用したくない	0	0.0%
分からない	10	29.4%
無回答	6	17.6%
計	34	100.0%

問23(5) 上記の他、利用している福祉サービス

選択項目	人数	構成比
記述有り	5	14.7%
無回答	29	85.3%
計	34	100.0%

意見等

軽度はあまり支援がないのが残念です。
グループホーム
移動支援
放デイ
特児、訪問看護

問24 日常生活の中で必要な介助はありますか

選択項目	人数	構成比
食事	13	13.5%
トイレ	13	13.5%
入浴	13	13.5%
洗面	4	4.2%
着替え	10	10.4%
家の中の移動	3	3.1%
外出	17	17.7%
お金の管理	17	17.7%
特にない	6	6.3%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	96	100.0%

問25 現在の主な介助者はどなたですか

選択項目	人数	構成比
父、母	26	76.5%
夫、妻	1	2.9%
子、この夫、この妻	1	2.9%
祖父、祖母	0	0.0%
兄弟、姉妹	0	0.0%
その他の家族、親戚	0	0.0%
友だち、仲間	0	0.0%
ホームヘルパー	0	0.0%
誰もいない	1	2.9%
介助の必要がない	2	5.9%
その他	3	8.8%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問26 介助者に対して困っていることはありますか

選択項目	人数	構成比
特にない	18	52.9%
介助者が介助の方法が分からない	0	0.0%
交代できる介助者がいない	5	14.7%
介護者の精神的、肉体的負担が大きい	3	8.8%
介護者の経済的負担が大きい	2	5.9%
その他	2	5.9%
無回答	4	11.8%
計	34	100.0%

問27 スポーツ、文化活動等の社会活動を行ったことがありますか

選択項目	人数	構成比
現在行っている	3	8.8%
現在行っていないが過去に行ったことがある	7	20.6%
行ったことはないが興味はある	4	11.8%
行ったことはないし興味もない	19	55.9%
無回答	1	2.9%
計	34	100.0%

問28 障がいを持つ方の福祉団体に加入していますか

選択項目	人数	構成比
加入している	4	11.8%
加入していない	30	88.2%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問29 社会活動を行う際に不便なこと、妨げになることはありますか

選択項目	人数	構成比
特に不便や妨げは感じない	10	16.7%
障がい者が利用しやすい施設、整備が整っていない	4	6.7%
どのような活動が行われているのか知らない	12	20.0%
気軽に参加できるものが少ない	6	10.0%
同行の友人、仲間がいない	8	13.3%
費用や手間がかかる	1	1.7%
家庭の事情（病人、家事、仕事等）がある	6	10.0%
健康や体力に自信がない（障がい、高齢等のため）	3	5.0%
参加したくなるようなものがない	6	10.0%
過去に参加したが期待はずれだった	1	1.7%
その他	2	3.3%
無回答	1	1.7%
計	60	100.0%

問30 興味のある、又は参加したいと思う社会活動はありますか

選択項目	人数	構成比
文化的趣味	4	9.3%
健康、スポーツ	10	23.3%
生産、就業	0	0.0%
教育、文化	4	9.3%
生活環境の改善	1	2.3%
安全管理	2	4.7%
福祉活動	0	0.0%
地域行事	2	4.7%
特にない	17	39.5%
その他	0	0.0%
無回答	3	7.0%
計	43	100.0%

問31 生活に際して知りたい情報はありますか

選択項目	人数	構成比
公共施設、公園、行楽地等の設備の状況	5	8.9%
町内会や地域活動などの活動内容	3	5.4%
催し物や講座、教室などの開催状況	2	3.6%
障がい者の仕事を紹介するところやその内容	6	10.7%
福祉施設の内容や受けられるサービス	8	14.3%
生活や医療などの相談窓口	5	8.9%
援助や補助などの福祉の制度	9	16.1%
病院の内容や状況	2	3.6%
日常生活を助けてくれるホームヘルパーやボランティアの内容	7	12.5%
特にない	8	14.3%
その他	0	0.0%
無回答	1	1.8%
計	56	100.0%

問32 障がい者に対する町民の理解は、どの程度だと思われませんか

選択項目	人数	構成比
理解されている	1	2.9%
少しは理解されている	6	17.6%
あまり理解されていない	13	38.2%
理解されていない	5	14.7%
どちらともいえない	9	26.5%
無回答	0	0.0%
計	34	100.0%

問33 障がい者に対する町民の理解を浸透させるためにはどうしたらよいと思いませんか

選択項目	人数	構成比
スポーツ、レクリエーション、文化活動など地域の人々との交流	10	17.2%
町民や企業を対象とした講演会や研修会の実施	9	15.5%
ボランティアの育成	6	10.3%
障がい者自身が積極的に町にでる	4	6.9%
学校での障がいに関する教育	21	36.2%
「福祉週間」や「障害者の日」などのPR	4	6.9%
その他	2	3.4%
無回答	2	3.4%
計	58	100.0%

問34 障害者にとって住みよいまちをつくるためには、今後どのようなことが重要だと思いますか

選択項目	人数	構成比
福祉教育や広報などによる一般住民に対する障がい者への理解促進	14	10.4%
障がい者と住民がふれあう機会や場の確保	6	4.5%
障がいの予防と早期発見・早期治療	3	2.2%
専門的な医療機関の確保	9	6.7%
救急医療体制の充実	1	0.7%
医療費の軽減（医療費の公費による援助）	6	4.5%
働く場の確保	12	9.0%
就労移行支援や就労継続事業所の整備	5	3.7%
ハローワークの充実	1	0.7%
公共交通の充実	10	7.5%
道路の段差解消やバリアフリー化の推進	2	1.5%
相談機能の充実	4	3.0%
サービス利用手続きの簡素化・スピード化	7	5.2%
ホームヘルプサービスの充実	1	0.7%
ショートステイ（緊急時の一時入所）の充実	2	1.5%
デイケアの充実	1	0.7%
児童発達支援や放課後等デイサービスの充実	4	3.0%
通所施設（生活介護、自立支援）の充実	3	2.2%
グループホームの整備	11	8.2%
手当などの経済的援助の充実	15	11.2%
社会福祉の専門的な人材の確保・養成	6	4.5%
社会適応訓練の充実	3	2.2%
ボランティアの育成	0	0.0%
スポーツや文化的趣味（陶芸・絵画・編み物等）への参加促進	4	3.0%
その他	1	0.7%
無回答	3	2.2%
計	134	100.0%

玉村町の障がい者（児）福祉に関することでご意見
がありましたら、ご自由にお書きください

選択項目	人数	構成比
記述有り	14	41.2%
無回答	20	58.8%
計	34	100.0%

意見等
運動機能や食事の形態、感染症への抵抗力の弱さなどから、健常児と同じように保育園に通うことが難しい。（障がい児受入の前例がないなどの理由で断られることも多い。）このようなこともあるので、ただ発信するだけの周知ではあまり意味がないと思う。対象者に受け取りを任せるのではなく、積極的にダイレクトに発信したほうがいい。看護師等の専門職が常駐or訪問してくれる園などがあると安心。もしくは保育園レベルの開所時間で預かってくれる児発でも。経済的支援ありで認可外を誘致するとかも助かる。同じ境遇の人と出会うのが難しい。コミュニティがあると嬉しい。病弱で悪化もはやいので、夜間救急にかからないといけないことがあります。自己負担¥8,800かかるので少しでも補助があると嬉しいです。小児科病棟の付き添い入院の負担が大きいです。入院患者以外の食事が出ないので、コンビニやインスタント・レトルトがつづき健康を書します。付き添い者用のベットも別途負担できついです。実物でも経済的支援があると助かります。シナジスという注射が2歳でおわってしまうのが不安です。保護者の就労、転職、復職支援があったら使いたいかもしれません。職場が遠いので障がい児を育てながらの復職が不安です。とにかく、稼ぐのが大変で、知らぬ間にお金が出ていきます。稼ぐための支援（就園や預かり事業、企業への働きかけなど）かそれを補う支援（補助や減免）が最も助かります。窓口の皆様にはいつもよくいただき感謝していますが、より住みやすい街になったら嬉しいです。
障がい者のグループホームを増やして欲しいです。
もう少し障がい福祉に深く入り関心を持ち、親や子供の理解を求めたい。
障がい児と親が避難所に行けないのは仕方ないと思いますが、兄弟は逃げてほしいので安全な場所を作ってほしいです。（親が居なくても）
提出書類の書き方等が分かりにくいです。福祉サービスの利用が分かりにくいです。使いづらいです。
半年ごとの役場へのサービス利用手続きというのは、母子家庭でもあり、手間が大変です。次回手帳更新までは、サービスを有効とする、など何か対策はありませんか。
玉村町にも児童発達支援センターがあったらよかったですと思いました。
障がい者を受け入れてくれる病院がない。声を出したり、注射をいやがると”うちではみれない”他の病院へ行ってもらいたいと言われた。相談員に相談し「この病院ならみてくれるかも」と言われ町外の病院へ行った。玉村は病院は沢山あるが、現状はムスかしいようだ。出来れば地域の病院へ行きたい。

意見等
給付金をもっとあげてほしいです。
障がいでも軽度だと保障がないです。でも障がいです。子供の将来を考えると心配です。もっと保障を充実して欲しい。
福祉センターに通所していますが、サービスステーションが人材不足など週に1度しか預けられないため、親の働く時間が限られてしまう困っています。移動支援などももっと使えればよいのですが、、、福祉についてもっとわかりやすく、サービス利用も相談もしやすいと良いと思います。
玉村町の障がい者支援は、とても良いです。家には2人障がい児がいて、自立が出来ないため、この先どうなってしまうのかとても不安です。まったく参考になる意見が書けず、すみません。
親なき後、障がい者をサポートする体制作り（法人後見人）
玉村は福祉施設が少なく、交通も充実していないので、外に出ていきづらい、相談する場所もわかりづらい、働ける場所がない。

玉村町障害者福祉計画アンケート調査結果（精神障害者）

アンケート郵送数50通

回収数・・・28通

回収率・・・56%

ご記入くださるのとはどなたですか

選択項目	人数	構成比
本人	20	71.4%
父、母	4	14.3%
夫、妻	4	14.3%
兄弟、姉妹	0	0.0%
子	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	28	100.0%

問1 年齢は何歳ですか

選択項目	人数	構成比
10歳代	1	3.6%
20歳代	6	21.4%
30歳代	3	10.7%
40歳代	3	10.7%
50歳代	4	14.3%
60歳代	8	28.6%
70歳代以上	3	10.7%
無回答	0	0.0%
計	28	100.0%

問2 性別は

選択項目	人数	構成比
男	16	57.1%
女	12	42.9%
どちらにもあてはまらない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	28	100.0%

問3 はじめてこの病気になったのは、何歳の頃でしたか

選択項目	人数	構成比
10歳未満	2	7.1%
10歳代	6	21.4%
20歳代	7	25.0%
30歳代	3	10.7%
40歳代	3	10.7%
50歳代	3	10.7%
60歳代	3	10.7%
70歳以上	0	0.0%
無回答	1	3.6%
計	28	100.0%

問4 精神障害者保健福祉手帳の等級をお尋ねします

選択項目	人数	構成比
1級	4	14.3%
2級	15	53.6%
3級	8	28.6%
無回答	1	3.6%
計	28	100.0%

問5 一緒に暮らしている家族はあなたを含めて何人ですか

選択項目	人数	構成比
1人	8	28.6%
2人	9	32.1%
3人	7	25.0%
4人	4	14.3%
5人以上	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	28	100.0%

問6 家族構成は

選択項目	人数	構成比
親と子ども	16	57.1%
夫婦のみ	5	17.9%
単身	7	25.0%
三世帯以上	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	28	100.0%

問7 世帯の生計の中心者はどなたですか

選択項目	人数	構成比
本人	11	39.3%
配偶者	5	17.9%
親（義父母含む）	12	42.9%
祖父母	0	0.0%
子	0	0.0%
兄弟、姉妹	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	28	100.0%

問8 世帯の主な収入は何ですか

選択項目	人数	構成比
自営業収入	1	3.6%
勤労収入（正社員）	6	21.4%
勤労収入（臨時雇用、パート等）	4	14.3%
障害年金	5	17.9%
年金（障害年金を除く）、恩給	9	32.1%
手当（特別障害者手当など）	0	0.0%
生活保護	3	10.7%
仕送り	0	0.0%
財産収入（家賃、地代、利子等）	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	28	100.0%

問9 現在、どのような生活をしていますか

選択項目	人数	構成比
正規の社員・職員として勤めている	1	3.6%
パート・臨時・日雇・アルバイトをしている	3	10.7%
自営業	0	0.0%
家事・家業を手伝っている	2	7.1%
内職	0	0.0%
作業所・デイケアなどに通っている	5	17.9%
就職活動中	0	0.0%
仕事はできないが身のまわりのことだけはしている	10	35.7%
身のまわりのこともまったくできない	3	10.7%
学校に行っている	1	3.6%
入院中	0	0.0%
その他	2	7.1%
無回答	1	3.6%
計	28	100.0%

問10 職場や学校で困っていること、困っていたこと

選択項目	人数	構成比
特に困っていることはない	11	35.5%
仕事または学校が自分に向いていない	3	9.7%
障がいと障がい者に対して職場や学校での理解が足りない	2	6.5%
トイレなど職場や学校の設備が障がい者に配慮されていない	1	3.2%
通勤、通学が大変	0	0.0%
賃金が低い、授業料が高い	5	16.1%
労働時間、授業時間が長い	0	0.0%
その他	4	12.9%
無回答	5	16.1%
計	31	100.0%

問11 働く上でどのような条件が大切だと思いますか。または、役立つ施設・制度は何ですか

選択項目	人数	構成比
正規に雇用してくれる職場	7	13.5%
パートなど短時間働ける職場	7	13.5%
病気を理解し、疲労時に休暇のとれる職場	13	25.0%
相談、援助担当者のいる職場	8	15.4%
就労移行支援施設	3	5.8%
障害者就業センター・職場訓練校	1	1.9%
公共職業安定所の職業紹介や職場適応訓練制度	2	3.8%
特にない	2	3.8%
分からない	4	7.7%
その他	0	0.0%
無回答	5	9.6%
計	52	100.0%

問12 生活行動の状態は

選択項目	人数	構成比
一人で自由に行動できる	12	42.9%
一人では自宅周辺に限られる	5	17.9%
誰かと一緒なら外出できる	9	32.1%
家から出られない	0	0.0%
その他	1	3.6%
無回答	1	3.6%
計	28	100.0%

問13 外出するときの主な交通手段は

選択項目	人数	構成比
自家用車（自分で運転）	10	35.7%
自家用車（家族等が運転）	8	28.6%
たまりん	0	0.0%
バス	0	0.0%
JR	0	0.0%
タクシー	0	0.0%
原付自転車、バイク	0	0.0%
徒歩、自転車	5	17.9%
車いす	0	0.0%
外出しない	1	3.6%
その他	3	10.7%
無回答	1	3.6%
計	28	100.0%

問14 外出の主な目的は

選択項目	人数	構成比
仕事、学校（通勤、通学）	5	9.6%
施設に通うため（通所）	4	7.7%
治療、リハビリ（通院）	15	28.8%
買い物	16	30.8%
娯楽、レクリエーション	5	9.6%
散歩	5	9.6%
地域の行事	0	0.0%
旅行	1	1.9%
その他	0	0.0%
無回答	1	1.9%
計	52	100.0%

問15 外出するときに困っていることや必要なことは

選択項目	人数	構成比
特にない	12	30.0%
バスなどの公共交通の充実	9	22.5%
福祉タクシー等の移送サービスの充実	5	12.5%
交通費の助成	7	17.5%
ヘルパーの利用	4	10.0%
ボランティアの協力	2	5.0%
その他	0	0.0%
無回答	1	2.5%
計	40	100.0%

問16 あなたは現在、話し相手や身のまわりのことを相談できる人がいますか

選択項目	人数	構成比
いる	22	78.6%
いない	5	17.9%
無回答	1	3.6%
計	28	100.0%

問17 問16で「いる」と答えた方に伺います。話し相手や相談できる方とはどなたですか

選択項目	人数	構成比
家族	14	37.8%
友人	2	5.4%
病院職員(主治医、看護婦等)	11	29.7%
保健福祉事務所や役場の職員(保健師等)	0	0.0%
民生委員	0	0.0%
職場の人	1	2.7%
相談支援事業所の職員	4	10.8%
その他	4	10.8%
無回答	1	2.7%
計	37	100.0%

問18 相談する内容は

選択項目	人数	構成比
仕事のこと	4	10.8%
日常生活のこと	13	35.1%
将来のこと	6	16.2%
結婚のこと	1	2.7%
家族のこと	0	0.0%
職場や近所との人間関係	3	8.1%
生活費のこと	2	5.4%
自分の病気や医療のこと	7	18.9%
その他	1	2.7%
無回答	0	0.0%
計	37	100.0%

問19 問16で「いない」と答えた方に伺います。あなたは今後、話し相手や身のまわりのことを相談できる人が必要ですか

選択項目	人数	構成比
なにかと話しあえる仲間がほしい	1	20.0%
いつも身近で相談に乗ってくれる専門家がほしい(保健師等)	1	20.0%
具合が悪くなったら、相談に乗ってくれるところがほしい(病院等)	1	20.0%
家族と暮せればそれでいい	0	0.0%
特に必要はない	1	20.0%
分からない	1	20.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	5	100.0%

問20 身のまわりのことで、やってもらいたいことは何ですか。

選択項目	人数	構成比
家事(食事、そうじ、洗濯等)	12	27.9%
外出(通院)の時の援助	10	23.3%
服薬の管理	1	2.3%
お金の管理	1	2.3%
いろいろな事務的な手続き(手帳の申請等)	11	25.6%
特にない	5	11.6%
その他	2	4.7%
無回答	1	2.3%
計	43	100.0%

問21 現在の主な介助者はどなたですか

選択項目	人数	構成比
父、母	5	17.9%
配偶者	7	25.0%
子、子の夫、子の妻	0	0.0%
祖父母	0	0.0%
兄弟、姉妹	0	0.0%
その他の家族、親戚	0	0.0%
友だち、仲間	0	0.0%
ホームヘルパー	3	10.7%
ボランティア	0	0.0%
誰もいない	3	10.7%
介助の必要がない	6	21.4%
その他	3	10.7%
無回答	1	3.6%
計	28	100.0%

問22 介助者に対して困っていることはありますか

選択項目	人数	構成比
介助者が介助の方法がわからない	0	0.0%
交代できる介助者がいない	2	7.1%
介助者の精神的、肉体的負担が大きい	3	10.7%
介助者の経済的負担が大きい	2	7.1%
特にない	15	53.6%
その他	2	7.1%
無回答	4	14.3%
計	28	100.0%

問23 現在医療機関で診察を受けていますか

選択項目	人数	構成比
通院している	24	85.7%
入院している	1	3.6%
入院と退院を繰り返している	1	3.6%
受けていない	1	3.6%
その他	1	3.6%
無回答	0	0.0%
計	28	100.0%

問24 通院の主な手段は

選択項目	人数	構成比
自分で行く	12	42.9%
家族が連れて行く	10	35.7%
ヘルパーが連れて行く	3	10.7%
その他	3	10.7%
無回答	0	0.0%
計	28	100.0%

問25 看護師等による訪問看護をうけていますか。

選択項目	人数	構成比
受けている	5	17.9%
受けていない	23	82.1%
無回答	0	0.0%
計	28	100.0%

問26 医療を受けることについて、困っていることはありますか。

選択項目	人数	構成比
緊急のときに対応してくれるところがない	4	12.1%
医療機関が遠いので通院するのに交通費がかかる	4	12.1%
医療費がかかりすぎる	2	6.1%
家族に負担をかけすぎる	5	15.2%
通院に連れて行ってくれる人がいない	1	3.0%
特にない	16	48.5%
その他	0	0.0%
無回答	1	3.0%
計	33	100.0%

問27 災害時に困りそうなことは

選択項目	人数	構成比
特に困ることはない	10	20.0%
救助を求めることができない又は、求めても来てくれる人がいない	3	6.0%
安全なところまで迅速に避難できない	8	16.0%
周囲の人とのコミュニケーションがとれない	11	22.0%
被害状況、避難場所、物資の収集等の情報が入手できない	4	8.0%
避難場所で十分に介助してくれる人がいない	4	8.0%
投薬や治療を受けることが困難	9	18.0%
補装具の使用が困難	1	2.0%
補装具や日常生活用具の入手が困難	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	50	100.0%

問28 災害時の対策を立てていますか

選択項目	人数	構成比
家族などと避難方法や連絡方法を決めている	6	14.3%
地域の人などと避難方法を決めている	1	2.4%
ボランティアの人に手助けを頼んである	1	2.4%
近所の人に手助けを頼んである	2	4.8%
食料や水などの防災用品を備蓄している	9	21.4%
避難場所がわかる	9	21.4%
特に対策は立てていない	10	23.8%
その他	3	7.1%
無回答	1	2.4%
計	42	100.0%

問29 現在、自立支援医療費制度を利用し、精神通院医療を受けていますか

選択項目	人数	構成比
受けている	25	89.3%
受けていない	2	7.1%
無回答	1	3.6%
計	28	100.0%

問30 問29で「受けていない」と答えた方に伺います。精神通院医療を受けていない理由は何ですか。

選択項目	人数	構成比
その制度があることを知らなかった	0	0.0%
内容がわからない	1	50.0%
申請の方法がわからない	0	0.0%
申請したが、適応にならなかった	0	0.0%
通院していない	1	50.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	2	100.0%

問31 (1) -ア 玉村町障がい者(児)基幹相談支援センター

選択項目	人数	構成比
知っている	11	39.3%
知らない	14	50.0%
無回答	3	10.7%
計	28	100.0%

問31 (1) -イ 玉村町障がい者(児)基幹相談支援センター

選択項目	人数	構成比
利用している	5	17.9%
今後利用したい	3	10.7%
利用したくない	2	7.1%
分からない	11	39.3%
無回答	7	25.0%
計	28	100.0%

問31 (2) -ア 障がい者就業・生活支援センターメルシー

選択項目	人数	構成比
知っている	11	39.3%
知らない	15	53.6%
無回答	2	7.1%
計	28	100.0%

問31 (2) -イ 障がい者就業・生活支援センターメルシー

選択項目	人数	構成比
利用している	2	7.1%
今後利用したい	5	17.9%
利用したくない	1	3.6%
分からない	13	46.4%
無回答	7	25.0%
計	28	100.0%

問31(3) -ア 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

選択項目	人数	構成比
知っている	14	50.0%
知らない	12	42.9%
無回答	2	7.1%
計	28	100.0%

問31(3) -イ 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

選択項目	人数	構成比
利用している	3	10.7%
今後利用したい	6	21.4%
利用したくない	4	14.3%
分らない	8	28.6%
無回答	7	25.0%
計	28	100.0%

問31(4) -ア 上記の他、利用している福祉サービス

選択項目	人数	構成比
記述有り	1	3.6%
無回答	27	96.4%
計	28	100.0%

利用している福祉サービス
携帯の基本利用料割引

問32 スポーツや文化活動等の社会活動を行っていますか

選択項目	人数	構成比
現在行っている	3	10.7%
現在は行っていないが過去に行ったことがある	5	17.9%
行ったことはないが興味はある	6	21.4%
行ったことはないし興味もない	12	42.9%
無回答	2	7.1%
計	28	100.0%

問33 障がいを持つ方の福祉団体(患者・保護者会など)に加入していますか

選択項目	人数	構成比
加入している	1	3.6%
加入していない	26	92.9%
無回答	1	3.6%
計	28	100.0%

問34 社会活動を行う際に不便なこと、妨げになることはありますか

選択項目	人数	構成比
特に不便や妨げは感じない	6	12.2%
どのような活動が行われているのかわからない	9	18.4%
障がいのある人が利用しやすい施設、設備が整っていない	4	8.2%
気軽に参加できるものが少ない	3	6.1%
同行の友人、仲間がいない	6	12.2%
費用や手間がかかる	1	2.0%
家庭の事情(病人、家事、仕事等)がある	2	4.1%
健康や体力に自信がない(障がい、高齢等のため)	8	16.3%
参加したくなるようなものがない	5	10.2%
過去に参加したが期待はずれだった	0	0.0%
その他	2	4.1%
無回答	3	6.1%
計	49	100.0%

問35 興味のある、又は参加したいと思う社会活動はありますか

選択項目	人数	構成比
文化的趣味(陶芸、絵画、編み物、英会話等)	7	17.5%
健康、スポーツ(ダンス、球技、キャンプ等)	7	17.5%
生産、就業(生きがいのための園芸、飼育等)	1	2.5%
教育、文化(生涯学習、音楽、演劇等)	3	7.5%
生活環境の改善(環境美化、緑化推進、まちづくり等)	1	2.5%
安全管理(交通安全、防犯、防災等)	1	2.5%
福祉活動(同じ境遇の人の介助、家事援助、施設訪問等)	2	5.0%
地域行事(祭りなど地域の催し物のお世話等)	3	7.5%
特にない	12	30.0%
無回答	3	7.5%
計	40	100.0%

問36 生活に際して知りたい情報はありますか。

選択項目	人数	構成比
公共施設、公園、行楽地等の設備の状況	2	4.7%
町内会や地域活動などの活動内容	2	4.7%
催し物や講座、教室などの開催状況	2	4.7%
障がい者の仕事を紹介するところやその内容	4	9.3%
福祉施設の内容や受けられるサービス	6	14.0%
生活や医療などの相談窓口	5	11.6%
援助や補助などの福祉の制度	7	16.3%
病院の内容や状況	1	2.3%
日常生活を助けてくれるホームヘルパーやボランティアの内容	2	4.7%
特になし	10	23.3%
その他	0	0.0%
無回答	2	4.7%
計	43	100.0%

問37 障がい者に対する町民の理解は、どの程度だと思われますか。

選択項目	人数	構成比
理解されている	4	14.3%
少しは理解されている	2	7.1%
あまり理解されていない	3	10.7%
理解されていない	6	21.4%
どちらともいえない	10	35.7%
無回答	3	10.7%
計	28	100.0%

問38 障がい者に対する町民の理解を浸透させるためにはどうしたらよいと思いますか

選択項目	人数	構成比
スポーツ、レクリエーション、文化活動など地域の人々との交流	6	14.0%
町民や企業を対象とした講演会や研修会の実施	5	11.6%
ボランティアの育成	7	16.3%
障がい者自身が積極的に社会に参加する	6	14.0%
学校での障がいに関する教育	11	25.6%
「福祉週間」や「障害者の日」などのPR	1	2.3%
その他	3	7.0%
無回答	4	9.3%
計	43	100.0%

問39 障がい者にとって住みよいまちをつくるためには、今後どのようなことが重要だと思いますか。

選択項目	人数	構成比
福祉教育や広報などによる一般住民に対する障がい者への理解	9	8.0%
障がい者と住民がふれあう機会や場の確保	6	5.4%
障がいの予防と早期発見・早期治療	12	10.7%
専門的な医療機関の確保	9	8.0%
救急医療体制の充実	2	1.8%
医療費の軽減（医療費の公費による援助）	8	7.1%
働く場の確保	7	6.3%
就労移行支援や就労継続事業所の整備	4	3.6%
ハローワークの充実	3	2.7%
公共交通の充実	5	4.5%
道路の段差解消やバリアフリー化の推進	4	3.6%
相談機能の充実	5	4.5%
サービス利用手続きの簡素化・スピード化	8	7.1%
ホームヘルプサービスの充実	0	0.0%
ショートステイ（緊急時の一時入所）の充実	3	2.7%
デイケアの充実	1	0.9%
児童発達支援や放課後等デイサービスの充実	0	0.0%
通所施設（生活介護、自立訓練）の充実	2	1.8%
グループホームの整備	1	0.9%
手当などの経済的援助の充実	5	4.5%
社会福祉の専門的な人材の確保・養成	5	4.5%
社会適応訓練の充実	4	3.6%
ボランティアの育成	0	0.0%
スポーツや文化的趣味（陶芸・絵画・編み物等）への参加の促	5	4.5%
その他	0	0.0%
無回答	4	3.6%
計	112	100.0%

玉村町の障がい者（児）福祉に関することでご意見がありましたら、ご自由にお書きください

選択項目	人数	構成比
記述有り	4	14.2%
無回答	24	85.7%
計	28	100.0%

意見
障がい者だとわかると、今まで仲良くしてた人が冷たくなる。だから言わない。
公共交通機関を充実させてほしいです。将来車を持たなくなったら、どこにも出かけられないです。町外にも行きたいです。
私は日常生活を送るには特に不自由はないのですが、障がい者に対する世間の理解はまだまだだと思えます。また、精神障害の方の病院の受診のハードルがもう少し下がるといいと思えます。
精神障がい者ですが、体力がなく、動くにも人の3~5倍位時間がかかり、体力をつけようと玉村の体育館に行きましたが、本人ができるようなものがなくて困っています。散歩も、5分くらいで疲れたと言ってやめてしまいます。

玉村町障害者福祉計画アンケート調査結果（一般市民）

アンケート郵送数300通

回収数・・・130通

回収率・・・43.3%

問1 年齢は何歳ですか

選択項目	人数	構成比
10・20歳代	7	5.4%
30歳代	13	10.0%
40歳代	16	12.3%
50歳代	30	23.1%
60歳代	27	20.8%
70歳以上	34	26.2%
無回答	3	2.3%
計	130	100.0%

問2 性別は

選択項目	人数	構成比
男	52	40.0%
女	77	59.2%
どちらでもない	1	0.8%
無回答	0	0.0%
計	130	100.0%

問3 職業は

選択項目	人数	構成比
勤めている（常勤）	46	35.4%
勤めている（パート・アルバイト）	26	20.0%
自営業（事業経営・個人商店など）	8	6.2%
自営業（農林業）	2	1.5%
自由業	1	0.8%
専業主婦・主夫	21	16.2%
無職	23	17.7%
学生	2	1.5%
その他	0	0.0%
無回答	1	0.8%
計	130	100.0%

問4 家族構成は

選択項目	人数	構成比
親と子ども	57	43.8%
夫婦のみ	43	33.1%
単身	20	15.4%
三世帯以上	7	5.4%
その他	2	1.5%
無回答	1	0.8%
計	130	100.0%

問5 あなたは、地域の中やご近所において、障がい者が困っているのを見かけたときに手助けをしますか

選択項目	人数	構成比
する	45	34.6%
場合によってはする	82	63.1%
しない	2	1.5%
無回答	1	0.8%
計	130	100.0%

問6 あなたご自身が妊娠や病気、けがなど、何らかの理由でそれまでの日常生活に対し他の人の手助けを必要としたことや実際に手助けを受けたことはありますか

選択項目	人数	構成比
手助けを必要としたことがある	11	8.5%
手助けを受けたことがある	26	20.0%
特になし	90	69.2%
無回答	3	2.3%
計	130	100.0%

問7 問6で「①または②」と答えた方に伺います。どのような手助けを必要としたり、また実際にどのような手助けを受けましたか

選択項目	人数	構成比
記述有り	35	94.6%
無回答	2	5.4%
計	37	100.0%

必要とした手助け、受けた手助け
妊娠した時に家事を手伝ってもらったりした。
水や食料などを手配してもらった。
妊娠や病気の時に親に来てもらって子供の面倒をみてもらったりした。
見届け、安否確認。
下肢骨折時、家人の手助けが必要だった。
通院移動時に手助けを受けた。
買い物、通院
料理をしなくてもいいよと言ってもらったり、優しい言葉をもらった。
妊娠中や体調不良の時に家族に病院へ連れて行ってもらった。
つわりがひどかった時と手を怪我した時に、スーパーの方にカゴを運んでもらったり、袋に入れる手伝いをもらった。
妊娠中（二人目）上の子供を義父母や実家に預けた。
事故にあつて病院まで車で送迎してもらった。
病気の患者の送迎（通院の送り迎え）
妊娠中、席を譲ってもらった。
足をけがした時に職場の2F更衣室に行けないため、1Fで全て済むように手配をもらった。
妊娠中スーパーで前駆陣痛でお腹が痛くなってしまい、店員さんに助けていただいた。
歩くのが大変になった時、自宅に手すりを付けた。助成金のことを教えていただいた。
自分が体調が悪く、病院に行くとき子どもを両親に預けた。
妊娠中、スーパーの駐車場で車のタイヤがパンクし、タイヤ交換を手伝ってもらった。
手のけがで荷物が持てないとき、助けてもらった。
体調不良で親に、病院へ連れて行ってもらった。親に入院時に、生活に必要なものを届けてもらった。
持病を抱えているため毎月群大まで診察または入院のため送迎や日常生活を代わりにしてもらうことが多い。送り迎え。
荷物介助、席の譲り、優先乗車。
下肢障がい者です。時にはゴミ出しが辛い時がある。
子どもに手がかかる時期に病気をしたとき、両親に面倒を見てもらった。
足を骨折時、通院を助けてもらった。
妊娠中、出産後に様々な場面で助けてもらった。家事や買い物など。
妊娠～出産の入院時等。
二人目の妊娠中、上の子の面倒をみてもらった。
突然入院することになり身の回りの世話をしてもらった。
高熱が出たとき、看病してもらった。（食事等）
シングルマザーなので、子育てと仕事の両立のために手が必要だったことがある。児童館の開館時間も短く、親の手のない私みたいな生活は時に不可能なことがあった。
車いすで道の段差が上がれなかった。（怪我をして）

問8 障がい者に対して、どんなイメージを持っていますか

選択項目	人数	構成比
体や心に障害があるのは、かわいそうだ	11	8.5%
自分の殻に閉じこもっていると思う	0	0.0%
ふつうに接したいと頭ではわかっているが、どこか構えてしまう	29	22.3%
どう考えていいかわからない	2	1.5%
交流がないので、正直よくわからない	16	12.3%
障がいといってもいろいろあり、人によって違うと思う	50	38.5%
受け入れていないのは、社会のほうだと思う	2	1.5%
障害も、その人の個性の範囲で、人間としてなら健常者とかわりはない	10	7.7%
何をされるかわからないのでこわい	3	2.3%
特に関心がない	3	2.3%
その他	0	0.0%
無回答	4	3.1%
計	130	100.0%

問9 あなたは、障がい者の問題について関心を持っていますか

選択項目	人数	構成比
非常に関心がある	11	8.5%
ある程度関心がある	78	60.0%
あまり関心がない	34	26.2%
まったく関心がない	3	2.3%
無回答	4	3.1%
計	130	100.0%

問10 問9で「関心がある」(①または②)と答えた方に伺います。どのような理由から関心をお持ちですか

選択項目	人数	構成比
自分の身内や、近所、知り合いに障がい者がいるから	16	18.0%
将来、自分や身内、知り合いが障がい者になることもありうるから	44	49.4%
障がい者(児)のボランティア活動を行っているから	0	0.0%
障がい者(児)のボランティア活動を行いたいと思っているから	1	1.1%
自分自身、福祉に関する職業についているから	5	5.6%
最近、テレビや雑誌等で、障がい者に関することを目にしたり、聞いたりするから	15	16.9%
県や町の広報で、障がい者に関することを目にするから	1	1.1%
特にない	1	1.1%
その他	6	6.7%
無回答	0	0.0%
計	89	100.0%

問11 問9で「関心がない」(③または④)と答えた方に伺います。どのような理由から関心がないのですか

選択項目	人数	構成比
身近に障がい者がいないから	12	32.4%
障がい者に接する機会がないから	14	37.8%
情報がない	2	5.4%
わからない	5	13.5%
その他	1	2.7%
無回答	3	8.1%
計	37	100.0%

問12 あなたは家族で障がいについて話し合ったことがありますか

選択項目	人数	構成比
ある	40	30.8%
ない	85	65.4%
無回答	5	3.8%
計	130	100.0%

問13 あなたがもし障がい者になった場合、どこで生活をしたいですか

選択項目	人数	構成比
自宅	80	61.5%
施設	35	26.9%
その他	14	10.8%
無回答	1	0.8%
計	130	100.0%

問14 あなたは、障がい者や、寝たきり、一人暮らしの高齢者の方々に対する福祉関係のボランティア活動に関心がありますか

選択項目	人数	構成比
非常に関心がある	4	3.1%
ある程度関心がある	69	53.1%
あまり関心がない	51	39.2%
まったく関心がない	4	3.1%
無回答	2	1.5%
計	130	100.0%

問15 あなたは、障がい者や、寝たきり、一人暮らしの高齢者の方々に対する福祉関係のボランティア活動をしたことがありますか

選択項目	人数	構成比
現在活動をしている	2	1.5%
以前活動したことがあるが、現在はしていない	13	10.0%
活動したことがない	112	86.2%
無回答	3	2.3%
計	130	100.0%

問16 問15で「①現在活動している」と答えた方に伺います。どのような活動をしていますか

選択項目	人数	構成比
相談や安否確認	1	20.0%
障がい者や高齢者の日常生活の援助	2	40.0%
社会福祉施設等に対する援助	1	20.0%
スポーツ・レクリエーションの指導・介助	1	20.0%
手話・点訳・朗読活動	0	0.0%
専門技能を生かした教育・活動	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	5	100.0%

問17 問15で「活動していない」(②または③)と答えた方に伺います。活動していない主な理由は何ですか

選択項目	人数	構成比
仕事や家事が忙しく時間がとれないから	59	31.7%
小さな子どもや介護を必要とする家族がいるから	12	6.5%
健康に自信がないから	29	15.6%
活動したい気持ちはあるがきっかけがつかめないから	29	15.6%
身近に活動グループや仲間がないから	11	5.9%
活動のための費用がないから	7	3.8%
活動のための資格、技術がないから	18	9.7%
家族や職場の理解が得られないから	0	0.0%
興味の持てる活動がないから	8	4.3%
ボランティア活動はしたくないから	4	2.2%
その他	5	2.7%
無回答	4	2.2%
計	186	100.0%

問18 今後、あなたは福祉関係のボランティア活動をしたいと思いますか。また、現在活動中の方は、今後とも活動を続けていきたいと思いますか

選択項目	人数	構成比
ぜひ活動したい	5	3.8%
できれば活動したい	46	35.4%
あまり活動したいとは思わない	68	52.3%
まったく活動したいとは思わない	6	4.6%
無回答	5	3.8%
計	130	100.0%

問19 問18で「活動したい」(①または②)を選んだ方に伺います。どのようなボランティア活動をしたいと思いますか

選択項目	人数	構成比
相談や安否確認	13	18.6%
障がい者や高齢者の日常生活の援助	17	24.3%
社会福祉施設等に対する援助	9	12.9%
スポーツ・レクリエーションの指導・介助	11	15.7%
手話・点訳・朗読活動	7	10.0%
専門技能を生かした教育・活動	6	8.6%
その他	6	8.6%
無回答	1	1.4%
計	70	100.0%

問20 あなたの居住する地域は、障がい者にとって住みよい町だと思えますか

選択項目	人数	構成比
住みやすい	4	3.1%
やや住みやすい	20	15.4%
やや住みにくい	26	20.0%
住みにくい	26	20.0%
わからない	53	40.8%
無回答	1	0.8%
計	130	100.0%

問21 問20で「住みにくい」(③または④)と答えた方に伺います。障がい者に住みにくいと思われる理由は何ですか

選択項目	人数	構成比
地域住民の理解や協力が無い	7	5.4%
交通機関が利用しにくい	40	30.8%
買い物などが不便	33	25.4%
利用しやすい公共施設が少ない	11	8.5%
道路の段差が多かったり、盲人用信号機が少ないなど外出しにくい	18	13.8%
身近に働く場所が少ない	1	0.8%
利用しやすい医療機関が少ない	5	3.8%
機能訓練を行うためのリハビリ施設が少ない	4	3.1%
日常的に通所できるような施設が少ない	5	3.8%
教育環境が不十分	2	1.5%
分からない	2	1.5%
その他	1	0.8%
無回答	1	0.8%
計	130	100.0%

玉村町の障がい者（児）福祉に関することをご意見がありましたら、ご自由にお書きください

選択項目	人数	構成比
記述有り	21	16.1%
無回答	109	83.9%
計	130	100.0%

意見
障がいの有無（手帳のあるなし）に関わらず、身体的な弱者のことを幅広く考えたまちづくりを望みます。
玉村町の活動について全く知識がなく、ボランティアもどういったものがあるのか教えていただく冊子がありましたら、参考にさせていただきたいです。
障がい児といっても大きく分けるとすれば、知的、情緒、肢体不自由と3つの枠に分かれますが、特に肢体不自由の障がい児についての情報、集まりなどが少ないと思います。玉村町主催などで3つの枠別に意見交換や学べるような会を開いて欲しいです!!!（保護者用の）また、障がい児の理解は子ども達はまだまだできていないと思います。教育の1つとして授業や体験をして少しでも理解が増えたら、もう少し過ごしやすかかなと思います。障がい児が1人1人その子らしく住みやすい町をお願いします。
自分は障がい者ではないので”住みにくい”という点ではもっとたくさんあると思います。特に玉村町北部ではバス路線が悪い為、たまりんを使うしかありません。土日祝はたまりんも利用できないので不便だと思います。（車を運転できない時にとっても不便を感じました。）
障がい者に対しての言葉の使い方がどこまで気を付けて話せばよいかわからない事が多い。
子ども同士も交流がもてて小さい頃から「普通」という感覚になれば良いと思う。
いつお世話になるかわからない高齢者ですが、町の一員として健康体でいる間に出来る事が有れば、たとえば食事作り（専門職として働いた経験有り）や掃除。など、役にたてるのであれば。
今のところ自分のまわりには障がい者はいないが、自分がもしなんらかの障がいを持った時のことを考える、交通便が悪いこと、日用品、食料品を貰える店がないことが、障がいだけでなく年をとった場合のことを考えると暮らしにくさを感じる。
普通に接したいと頭ではわかっているが何をされるかわからないので怖い。
身近に多くの人達にってもらえる様、広報などにいろいろな情報の専用ページを載せたらいいと思います。

意見
交通の不便さ、道路整備のおくれ（農道をほそうしてある様なもの、せまい道が多い。）※車いす等で安全に通行できない。
現在は高齢者となり、活動への参加は不可能です。もっと若い頃から身近に接する環境であつたら、何かしらかわかっていられたのかなとも思います。
玉村町は藤岡新町高崎より全然障がいの理解がないと思います。
どこでもそうだと思うけど障がいを持っているとすこし偏見でみるきがあると思います。
玉村町ではプルトップやベルマークなどの収集が役場などでは行っていないので、高崎の郵便局まで持って行ったりしていますが町でもいろいろな処で収集出来る場所があればよいと思います。高齢者のタクシー券を使用させてもらっていますが、病院がほとんど町外なのでもう少しタクシー券の使用枚数を増やしてもらえるとありがたい、帰りは使えないので金額的な負担が大きい。
地域として、もっと福祉事業に関心が持てるよう具体化した取り組みも必要ではないか、道路の整備とか、住民同士のコミュニケーションとしても活動等。
国や町の支援を恥ずかしながら全く知りません。自分の身内や自分自身がもし困った時、玉村町で何が出来るのか知る事が出来たら安心して暮らすことが出来そうです。障がい者福祉が身近に感じる事が出来たらいいですね。（どうしても高齢者福祉の方に目が行ってしまうので…）
家の近くには障がい者の方の住居施設があるようでウォーキング、さんぼをしている方を見かけます。一緒に歩いている施設の方を見ると元気はつらつと挨拶をして下さり気持ちがいいです。頭が下がります。自分が高齢者になって一人になった時にすぐに入れる（金せん面）施設がたくさん出来るといいです。
私の障がいは自閉スペクトラム症で特に専門医から人との共同作業、人と交渉する必要がある仕事、電話対応（内線含む）をさけるように言われています。そのため、問21で解答した班長制度（地区における）は何かあったときに電話連絡をしなければならぬ。道路清掃などの町内会費を集めなければならない等がコミュニケーション能力が低い、臨機応変な対応が難しいなどの私の特性もあるためかなりの負担とストレスになります。道路清掃も参加不参加において不参加の場合にはお金を払う方法がありますが、「あの人はいつも参加しない」という目で見られてしまいます。これらの制度はなくすることはできないでしょうか。
自立支援受給者証を使っていますが、他の所のように（伊勢崎など）医療費無料等の支援があればいいなと思います。精神的な障がいでもなかなか社会に復帰することが難しく、その分収入も減るので、町から何らかのサポートを受けられたらと思います。そして、県や町から支援サポートするサービスがあった場合、案内があると助かります。自己申請制では利用する、しないに関わらずそのサービス自体を知らない、見つけられないことがあり気づくまでに時間がかかるからです。

第6次玉村町障害者福祉計画
第7期玉村町障害福祉計画
第3期玉村町障害児福祉計画

発行・編集：玉村町 健康福祉課

発行年月日：令和6年3月

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201

電話：0270-65-2511（代表）

FAX：0270-65-2592